# 国立研究開発法人物質·材料研究機構 定年制職員給与規程

平成13年4月2日

```
13規程第9号
   改正:平成13年 6月28日
                  13規程第61号
                              改正:平成13年10月
                                           4 日
                                              13規程第66号
   改正:平成13年11月29日
                   13規程第77号
                              改正:平成14年 3月28日
                                              14規程第 6号
   改正:平成14年 5月23日
                  14規程第31号
                              改正:平成14年 9月17日
                                              14規程第41号
                                              15規程第
   改正:平成14年11月21日 14規程第46号
                              改正:平成15年 3月25日
   改正:平成15年11月13日 15規程第31号
                              改正:平成16年
                                        2月25日
                                              16規程第
   改正:平成16年 3月30日 16規程第 8号
                              改正:平成16年
                                        4月28日
                                              16規程第17号
   改正:平成17年11月 9日
                   17規程第26号
                              改正:平成18年
                                        3月31日
                                              18規程第 2号
   改正:平成18年 7月18日
                   18規程第78号
                              改正:平成18年10月 2日
                                              18規程第95号
   改正:平成18年12月 4日
                              改正:平成19年 3月30日
                   18規程第98号
                                              19規程第24号
   改正: 平成19年 5月 8日
                  19規程第32号
                              改正: 平成19年11月 5日
                                              19規程第64号
   改正:平成20年 2月18日 20規程第 8号
                              改正:平成20年 2月18日
                                              20規程第 9号
   改正:平成20年 3月 3日 20規程第12号
                              改正: 平成20年 7月23日 20規程第70号
   改正: 平成20年12月 1日 20規程第85号
                              改正: 平成21年 3月23日 21規程第44号
   改正: 平成21年 5月27日 21規程第83号
                             改正:平成21年11月30日 21規程第119号
                             改正:平成22年 3月29日
  改正:平成21年12月22日 21規程第122号
                                             2 2 規程第 1 8 号
  改正:平成22年 6月29日
                 22規程第 43号
                             改正:平成22年11月22日
                                                   5 3 号
                                             22規程第
  改正:平成22年11月29日 22規程第 64号
                             改正:平成23年 3月28日
                                             23規程第
  改正:平成24年 3月26日 24規程第 12号
                             改正:平成24年 4月16日
                                             24規程第
  改正:平成24年 4月24日 24規程第 28号
                             改正:平成24年 6月26日
                                             24規程第
  改正:平成24年
           7月31日
                  24規程第 52号
                             改正:平成25年
                                       6月28日
                                             25規程第
                                                    2 5 号
  改正:平成26年 3月14日
                  26規程第
                             改正:平成26年
                                       9月24日
                        18号
                                             26規程第
  改正:平成26年12月 1日
                 26規程第 58号
                             改正:平成27年 3月24日
                                             2 7 規程第
                                                    4 3 号
  改正:平成27年 3月31日
                 27規程第 96号
                             改正:平成28年 2月16日
                                             28規程第
                                                     2.号
  改正:平成28年 4月28日 28規程第 49号
                             改正: 平成28年 6月 3日 28規程第 94号
  改正:平成28年 6月30日 28規程第104号
                             改正:平成28年 9月13日 28規程第119号
                             改正:平成29年
  改正:平成28年12月27日 28規程第148号
                                       3月28日
                                             29規程第 29号
  改正:平成29年12月26日 29規程第 57号
                             改正:平成30年 3月27日
                                             30規程第
                      47号 改正:平成31年 3月26日 2019規程第
 改正:平成30年12月25日 30規程第
                                                    26号
                            改正:令和2年 2月25日
                                           2020規程第
改正:令和元年12月24日 2019規程第 68号
                                                    4 문
改正:令和2年 4月28日 2020規程第 41号
                            改正:令和2年12月15日 2020規程第
改正:令和3年 3月15日 2021規程第 20号
                            改正:令和3年 4月 6日
                                           2021規程第
改正:令和4年 3月22日 2022規程第 11号
                            改正:令和4年 5月31日
                                           2022規程第
                                                   3 2 号
改正: 令和4年 9月26日 2022規程第 51号
                            改正:令和4年12月13日
                                           2022規程第
                                                    6 4 号
 改正:令和5年 2月28日 2023規程第 36号 改正:令和5年 3月28日
                                           2023規程第
                                                   9 1 号
改正:令和5年11月28日 2023規程第112号 改正:令和6年 3月 28日 2024規程第
```

#### 第一章 総 則

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)の国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則(平成18年3月31日 18規程第46号。以下「定年制職員就業規則」という。)第1条第1項に規定する定年制職員(以下「定年制職員」という。)の給与は、定年制職員就業規則第35条に基づき、本規程の定めるところによる。(給与決定の原則)

第2条 給与は、定年制職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

(給与体系)

第3条 定年制職員の給与の種類は、月給制及び年俸制とする。

- 2 月給制の定年制職員の給与は、本給及び諸手当とする。
- 3 年俸制の定年制職員の給与は、年俸本給、業績給及び諸手当とする。
- 4 諸手当は、扶養手当、管理職手当、職制手当、地域手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉 手当、業績手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、 退職金見合手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

(給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるもの を除き、その全額を通貨で直接、又は定年制職員が指定する預金若しくは貯金の口座への振込 みにより支払う。

(給与の計算期間及び支給定日)

- 第5条 給与の計算期間及び支給定日は次の通りとする。
  - (1) 給与の支給定日は、毎月17日とする。
  - (2) 給与の支給定日が土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払 う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、所定休日に当たるときは、18日に支 払うこととする。
  - (3) 時間外勤務手当及び法定休日勤務手当の計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の 17日に支払う。
  - (4) 新たに定年制職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降格等により給与 額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給与を支給する。ただし、離職 した国家公務員が即日定年制職員となったときは、その日の翌日から給与を支給する。
  - (5) 定年制職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。
  - (6) 定年制職員が死亡したときは、その月の末日まで給与を支給する。
  - (7) 第4号又は第5号の規定により給与を支給する場合であって、月の途中での採用、退職、昇格、降格等のときは、その給与額は、その期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常時払い)

- 第6条 定年制職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があった場合には、前条に定める支給 定日前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

- 第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。
  - (1) 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、勤務1時間あたりの給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
  - (2) 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの給与額)

第8条 勤務1時間あたりの給与額は、本給又は第10条第4項に定める年俸本給月額に第15条の2第2項に定める業績給月額を加えて得た額並びに地域手当及び研究員調整手当の月額 (扶養手当、管理職手当及び職制手当に係るものを除く。)の合計額に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

(支給者の特例)

第9条 定年制職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条又は第43条に規定する者に支給する。

#### 第二章 給 与

### 第一節 本給及び年俸本給

(本給及び年俸本給)

- 第10条 本給及び年俸本給は定年制職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、 資格並びにその勤務成績に基づいて国立研究開発法人物質・材料研究機構初任給、昇格、昇給 等の取扱いに関する規則(平成13年6月28日 13規則第4号。以下「初任給、昇格、昇 給等規則」という。)の定めるところにより決定する。
- 2 前項の本給は月額とし、次に掲げる本給表に定める級号俸により支給する。ただし、定年制職員就業規則第58条の2の規定により育児短時間勤務の承認を得た定年制職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の本給は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の級号俸の月額に当該育児短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
  - (1) 事務職本給表(別表第1)
  - (2) 月給制研究職本給表(別表第2)
  - (3) エンジニア職本給表(別表第3)
- 3 年俸本給は年額とし、年俸制研究職本給表(別表第2の2)に定める級号俸とする。
- 4 年俸本給は、これを12で除して得た額(以下「年俸本給月額」という。)を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の年俸本給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の年俸本給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

(初任給)

第11条 新たに採用された定年制職員の受ける本給及び年俸本給は、初任給、昇格、昇給等規 則の定めるところにより、職務の複雑、困難及び責任の度合、経験並びに資格を考慮して決定 する。

(昇格及び昇給)

- 第12条 定年制職員の昇格は、その者の職務及び勤務成績等を考慮し、初任給、昇格、昇給等 規則の定めるところにより行う。
- 2 定年制職員の昇給は、次条で定める日に、前年度1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 3 前項の規定により定年制職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した定年制職員の昇給の号俸数を4号俸(事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が7級以上であるもの及び月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級以上である定年制職員にあっては、3号俸)とすることを標準として初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより決定するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次条に定める日における年齢が満55歳以上の定年制職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等規則に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 前各項及び次条から第15条までに規定するほか、昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところによる。

(昇給の時期)

第13条 定年制職員の昇給時期は、毎年7月1日とする。

(特別な場合の昇給)

- 第14条 前2条の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは、初任給、昇格、昇給等規 則の定めるところにより特別に昇給を行うことができる。
  - (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案、表彰等により職務上特に功績があったとき。
  - (2) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
  - (3) 相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励したとき。
  - (4) 機構の都合により退職するとき。

(特別昇給の時期)

第15条 前条に規定する特別な場合の昇給の時期は初任給、昇格、昇給等規則に定める時期と する。

#### 第一節の2 業績給

(業績給)

- 第15条の2 業績給は、年額とし、当該定年制職員の業績等に基づいて理事長が決定する。
- 2 業績給は、前項又は次条の規定により決定した額を12で除して得た額(以下「業績給月額」という。)を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の業績給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の業績給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

(業績給の改定)

- 第15条の3 業績給の改定は、業績評価等に基づき、原則として年1回、毎年7月1日に実施する。
- 2 業績給は、国家公務員の給与改定状況等社会情勢、機構の予算その他の事由により増又は減額することができる。

## 第二節 諸 手 当

(扶養手当)

- 第16条 扶養手当は、扶養親族のある定年制職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が9級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が6級であるもの(以下「事務職9級以上職員等」という。)に対しては支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその定年制職員の 扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が

- 5級であるもの(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,00円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに定年制職員となった者に扶養親族(事務職 9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職 9級以上職員等から事務職 9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は定年制職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その定年制職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は同条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに定年制職員となった者に扶養親族(事務職9級以上職員等にあっ ては、扶養親族たる子に限る。) がある場合においてはその者が定年制職員となった日、事務 職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配 偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日、定年制 職員に扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定 による届出に係るものがない場合においてその定年制職員に同項第1号に掲げる事実が生じた ときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の 属する月)から開始し、扶養手当を受けている定年制職員が退職し、又は死亡した場合におい てはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職 9級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に 係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る ものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている 定年制職員の扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項 の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事 実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)を もって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに 係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する 月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた 日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を 改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養 手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている定年制職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - (2) 扶養手当を受けている定年制職員の扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務職9級以上職員等が事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級以上職員以外のものが事務職9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で事務職 8級職員等及び事務職9級以上職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
- (7) 定年制職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については別に定める。 (管理職手当)
- 第17条 管理職手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、審議役、部門長、室長及びこれらと同等とみなされる職にある定年制職員に対し、当該定年制職員の職務の級及び役職に係る別表第4に定める事務職役職区分表(以下「事務職役職区分表」という。)の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第5に定める管理職手当表の金額欄に定める額及び管理職調整額を毎月支給する。
- 2 前項に規定する管理職調整額は、理事長が特命する業務を遂行するため、本務とする職以外 の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名された定年制職員に対して、理事長が認めた 場合に限り、支給することができる。
- 3 管理職調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任 の程度に応じ、理事長が定める額とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に 定める。

(職制手当)

- 第17条の2 職制手当は、月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表 の適用を受ける定年制職員に対し、毎月支給する。
- 2 職制手当の金額は、職制基本額に職制役職額及び職制調整額を加算した額とする。
- 3 職制基本額の金額は、別表第5の2に定める職制基本額表の職務の級欄に掲げる職務の級に 応じ、同表の金額欄に定める額とする。
- 4 第2項に規定する職制役職額の加算は、別表第6に定める研究職・エンジニア職役職区分表 (以下「研究職・エンジニア職役職区分表」という。)の役職欄に掲げる役職にある定年制職 員に対して行う。
- 5 職制役職額の金額は、当該定年制職員の役職に係る研究職・エンジニア職役職区分表の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第7に定める職制役職額表の金額欄に定める額とする。
- 6 前項の規定による職員のほか、国立研究開発法人物質・材料研究機構グループリーダー等に 関する達(平成29年12月19日 29規程第30号)に定めるチームリーダーの役職にあ る定年制職員に対して、職制役職額として毎月6,500円を支給する。
- 7 第2項に規定する職制調整額の加算は、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職 以外の職に指名された定年制職員に対して行うことができる。
- 8 職制調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。
- 9 研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある定年制職員以外の定年制職員に支給する職制手当には、第25条に規定する時間外勤務手当の12時間相当分(午後10時から翌日

- の午前5時までの勤務を除く。)を含むものとする。
- 10 前各項に規定するもののほか、職制手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に 定める。
- 第17条の3 削除

(地域手当)

- 第18条 地域手当は、定年制職員に対し、その定年制職員の本給又は年俸本給月額に9分の10を乗じて得た額(以下「みなし本給月額」という。)、扶養手当、管理職手当及び職制手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額を毎月支給する。
- 2 年俸制の育児短時間勤務職員に係る前項の規定の適用については、同項中「年俸本給月額に 9分の10を乗じて得た額(以下「みなし本給月額」という。)」とあるのは「年俸本給月額 に9分の10を乗じて得た額(以下「みなし本給月額」という。)に算出率を乗じて得た額」 とする。

(研究員調整手当)

- 第19条 研究員調整手当は、機構に勤務する定年制職員で月給制研究職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対し、本給又はみなし本給月額、扶養手当及び職制手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額を支給する。
- 2 研究員調整手当を支給される定年制職員のうち、前条の規定により地域手当を支給されることとなる定年制職員の当該地域手当の割合は、次の各号に掲げる区分に応じた割合とする。この場合において、当該割合が0となる定年制職員には、当該地域手当は支給しない。
  - (1) 100分の10を超える支給割合 当該支給割合から研究員調整手当の支給割合を減じ た割合
  - (2) 100分の10以下の支給割合 100分の10から研究員調整手当の支給割合を減じた割合
- 3 研究員調整手当には、裁量労働制適用者のみ、第25条第1項に規定する時間外勤務手当の うち、午後10時から翌日の午前5時までの勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第6 号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の所定休日における勤務に対する手当の16 時間30分相当分並びに第26条第1項第2号に規定する法定休日における勤務に代休を取得 した場合に対する法定休日勤務手当の16時間30分相当分を含むものとする。
- 4 年俸制の育児短時間勤務職員に係る第1項の規定の適用については、同項中「みなし本給月額」とあるのは「みなし本給月額に算出率を乗じて得た額」とする。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第21条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構期末手当・勤勉手当支給細則(平成13年6月28日 13細則第18号。以下「期末手当・勤勉手当支給細則」という。)第19条に定める日に支給する。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(第5項各号の 規定の適用を受ける定年制職員(以下「特定管理職員」という。)にあっては、100分の1 02.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した定年制職員にあっ

- ては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。)において定年制職員が受けるべき本給(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 次表の定年制職員欄に定める定年制職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に次表の定年制職員欄の区分に対応する加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

本 給 表	定 年 制 職 員	加算割合
	職務の級10級、9級及び8級の定年 制職員	100分の20
事務職本給表	職務の級7級及び6級の定年制職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の定年制職員	100分の10
	職務の級3級の定年制職員	100分の5
	職務の級6級の定年制職員	100分の20
月給制研究職本給表 年俸制研究職本給表	職務の級5級の定年制職員	100分の15 (ただし、次項に定める定年 制職員にあっては、100分 の20)
	職務の級4級及び3級の定年制職員	100分の10
	職務の級2級の定年制職員(別に定める定年制職員に限る。)	100分の5
	職務の級6級の定年制職員	100分の20
エンジニア職本給表	職務の級5級の定年制職員	100分の15 (ただし、次項に定める定年 制職員にあっては、100分 の20)
	職務の級4級及び3級の定年制職員	100分の10
	職務の級2級の定年制職員(別に定める定年制職員に限る。)	100分の5

- 5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある定年制職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額(育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月額に乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
  - (1) 事務職役職区分表に定める一種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にある定年制職員

100分の25

(2) 事務職役職区分表に定める二種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める基幹職の役職にある定年制職員

100分の15

6 前5項に規定するほか、期末手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当 支給細則の定めるところによる。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、前年度におけるその者の勤務成績等に応じて理事長が定めるところにより、そ

れぞれ期末手当・勤勉手当支給細則第19条に定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末手当・勤勉手当支給細則第13条に定める割合を 乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額 (育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)並びにこれらに対 する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 勤勉手当の額は、第2項の勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在(退職し、または死亡した定年制職員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前5項に規定するほか、勤勉手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当 支給細則の定めるところによる。

(業績手当)

- 第21条の2 業績手当は、月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構業績手当支給細則(平成15年3月25日 15細則第3号。以下「業績手当支給細則」という。)第11条に定める日に支給する。
- 2 業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の90 (特定管理職員にあっては100分の100)を乗じて得た額に、前年の個人業績等に応じて理事長が定める額を加算した額とする。ただし、評価対象期間の初日以降に機構の定年制職員となった者については、評価を受ける期間が短いこと等による個人業績結果の不利が予想されるため、当該定年制職員に支給する業績手当の額は、業績手当基礎額に100分の90を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の10を乗じて得た額を加算した額(特定管理職員にあっては業績手当基礎額に100分の100を乗じて得た額に、業績手当基礎額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)と、個人業績に応じて計算した額のうち、高い額を適用する。
- 3 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額 (育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額)又はみなし本給月 額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 業績手当の額は、第2項の業績手当基礎額にそれぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 5 第20条第4項及び第5項の規定は、第2項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第21条の2第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前5項に規定するほか、業績手当の支給に関して必要な事項については業績手当支給細則の 定めるところによる。

(通勤手当)

- 第22条 通勤手当は、次に掲げる定年制職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする定年制職員(交通機

関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる定年制職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車(ただし、機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする定年制職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる定年制職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする定年制職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる定年制職員

支給単位期間につき、第5項第1号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第7項各号に定めるところにより算出する。以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる定年制職員

次に掲げる定年制職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 イ 自動車等の使用距離(以下この号及び次号において「使用距離」という。)が片道5 km未満である定年制職員

2,000円

- ロ 使用距離が片道 5 k m以上 1 0 k m未満である定年制職員 4,200円
- 7 使用距離が片道10km以上15km未満である定年制職員7,100円
- 二 使用距離が片道15km以上20km未満である定年制職員10,000円
- ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である定年制職員 12,900円
- 使用距離が片道25km以上30km未満である定年制職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30km以上35km未満である定年制職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35km以上40km未満である定年制職員 21.600円
- リ 使用距離が片道40km以上45km未満である定年制職員

24,400円

- ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である定年制職員 26,200円
- ル 使用距離が片道 50km以上 55km未満である定年制職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道 5 5 k m以上 6 0 k m未満である定年制職員 2 9,8 0 0 円
- ワ 使用距離が片道60km以上である定年制職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる定年制職員

次に掲げる定年制職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である定年制職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員 前2号に定める額(第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- ロ 1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下同じ。)が前号に定める額以上である定年制職員(イに掲げる定年制職員を除く。) 第1号に定める額
- ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である定年制職員(イに掲げる 定年制職員を除く。) 前号に定める額
- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に 在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった定年制職員で交通 事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に 掲げる定年制職員で、当該異動又は事業所移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして 理事長が認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善 に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等(そ の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額 をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかか わらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、第5項第2号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、国の機関、地方公共団体、機構以外の国立研究開発法人、国立大学法人その

他理事長が認める機関の職員であった者から引き続き定年制職員として採用された者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる定年制職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると理事長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。
  - (2) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超 えない範囲内で1箇月を単位として、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等の区分 に応じ、当該各号に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は 新幹線鉄道等

当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうち それぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に 係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄 道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあって は、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等

1 箇月

- 7 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通 用期間が支給単位期間である定期券の価額
  - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- 8 2以上の交通機関等を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当はの支給単位期間 は、当該通勤手当の区分に応じ、次の各号に定める期間とする。
  - (1) 定年制職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 定年制職員が、第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 定年制職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1

相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

- 9 通勤手当の支給は、定年制職員に新たに第1項の要件が具備されるに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。また、通勤手当を受けている定年制職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。
- 10 第1項の定年制職員が、次の各号に掲げる事由に該当するときは、その支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。
  - (1) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
  - (2) 国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則(平成20年3月31日 20規程第16号)の適用を受けるキャリア形成職員であった者が引き続き定年制職員となった場合において、キャリア形成職員給与規程(平成20年3月31日 20規程第17号)第22条第6項の規定により既にその支給単位期間に係る通勤手当を支給されている場合
- 11 次の各号に掲げる定年制職員のうち、育児短時間勤務その他の事由により、支給単位期間の1箇月当たりの通勤所要回数の平均が10回に満たない定年制職員の当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 第1項第2号及び第3号に掲げる定年制職員 第2項第2号のイからワまでに定める額 の100分の50
  - (2) 第1項第3号に掲げる定年制職員 前号の規定を適用して算出した場合における第2項 第3号のイからハまでに定める額
- 12 通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される定年制職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該定年制職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。
  - (1) 退職した場合又は第1項の要件を欠くに至った場合。ただし、退職後に引き続きキャリア形成職員となった場合を除く。
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 定年制職員が、月の途中において定年制職員就業規則第43条の規定により休職にされ、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員育児休業、育児短時間勤務、介護休業等に関する規程(平成18年3月31日 18規程第8号。以下「定年制職員育児・介護休業規程」という。)第5条の規定により育児休業をし、又は定年制職員就業規則第71条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合
  - (4) 定年制職員が、通勤手当の支給を受けた後、第10項第1号の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 13 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第2項第3号イに掲げる定年制職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、

同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

- イ 第12項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)
- ロ 第12項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
- ハ 第12項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- 二 第12項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)
- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に 係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関 等についての払戻相当金額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の 月である場合にあっては、零)
  - ロ 第8項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に 事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下この号において「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額(第8項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては①及び②に掲げる額の合計額)のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
    - ① 第8項第1号又は第2号に定める期間(以下この号において「最長支給単位期間」 という。)において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間 の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額
    - ② 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通 勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額
    - ③ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額
- 14 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める額とする。
  - (1) 1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等」という。)が20,000円以下であった場合第12項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」とい

う。)

- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に 掲げる場合の区分に応じ、イ又は口に定める額
  - イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第12項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
  - ロ 第8項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下この号において「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
    - ① 第8項第3号に定める期間(以下この号において「最長支給単位期間」という。) において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由 発生月の翌月以降であるものに係る特別料金等2分の1相当額
    - ② 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤 21回分に係る特別料金等2分の1相当額に残月数を乗じて得た額
- 15 理事長は、定年制職員に前3項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。
- 16 理事長は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異に する事業所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情から第2項から第7項まで に規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同各項の規定 にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。
- 17 理事長は、月の中途において新たに定年制職員となった者又は事業所を異にする異動若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった定年制職員については、第9項の規定にかかわらず、当該新たに定年制職員となった日又は当該異動の発令日(以下「採用の日等」という。)からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第5条第1項第7号の規定を準用して算定し、採用の日等の属する月の翌月の給与の支給定日に支給することができる。この場合における交通機関等に係る通勤手当算出の基礎額は第6項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。
- 18 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項については別に定める。 (住居手当)
- 第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する定年制職員に支給する。
  - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,00円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている定年制職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)に基づく有料宿舎を貸与され、使用料を払っている定年制職員及びこれに準ずると理事長が認める定年制職員を除く。)
  - (2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される定年制職員で、配偶者(配偶者のない定年制職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が居住するための住宅(国家公務員宿舎法に基づく有料宿舎及びこれに準ずると理事長が認める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を

支払っている定年制職員

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当 該各号のいずれにも該当する定年制職員については、当該各号に定める額の合計額)とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる定年制職員

次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている定年制職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- 口 月額27,000円を超える家賃を支払っている定年制職員家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる定年制職員

第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については別に定める。 (単身赴任手当)
- 第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病 その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった 定年制職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後 に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののう ち、単身で生活することを常況とする定年制職員(異動の事情等を考慮して理事長が認める定 年制職員に限る。)には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業 所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでは ない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000(最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定した定年制職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100km以上である定年制職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額)とする。
- 3 国の機関、地方公共団体、機構以外の独立行政法人、国立大学法人その他理事長が認める機関の職員であったものから引き続き定年制職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった定年制職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする定年制職員(採用の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(時間外勤務手当)

第25条 時間外勤務手当は、定年制職員就業規則第16条の規定により、所定労働時間を超えて、又は法定休日以外の所定休日に勤務を命ぜられて勤務した定年制職員(事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある者を除く。)に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(育児短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務をした場合は、1日の勤務時間が7時間45分に達するまでは100分の100)を乗じて得た額を支給する。

(1) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務の合計が1月(毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。)につき45時間以内における勤務

100分の125

(2) 法定休日以外の所定休日における勤務(第3号から第6号までのいずれかの勤務に該当する場合を除く。)

100分の125

(3) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務

(4) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務

100分の150

100分の125

- (5) 所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が1年(毎年4月1日を起算日とする。)につき360時間を超える勤務100分の125
- (6) 代休を取得して行う法定休日以外の所定休日における勤務 100分の25
- (7) 午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務 100分の25
- 2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職 役職区分表にある定年制職員であって、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した者 に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25 を乗じて得た額を支給する。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、定年制職員から申し出があった場合には、第1項第4号の時間外勤務手当の支払いに代え、第1項第1号又は第2号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、定年制職員就業規則第30条及び労使協定の定めるところによる。

(法定休日勤務手当)

- 第26条 法定休日勤務手当は、定年制職員就業規則第16条の規定により、法定休日に勤務を 命ぜられて勤務した定年制職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あ たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として 支給する。
  - (1) 法定休日における勤務 100分の135
  - (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合 100分の35 (退職金見合手当)
- 第27条 退職金見合手当は、定年制職員退職手当支給規程(平成18年3月31日18規程第7号)により算出した退職金を基礎として算出した別に定める額を支給する。

(特別貢献手当)

- 第27条の2 特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める定年制職員に対し、 支給する。
- 2 特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。 (特命業務手当)
- 第27条の3 特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する定年制職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

2 特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

#### 第三章 欠勤及び休職期間中の取扱

(休職者の給与)

- 第28条 定年制職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険 法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷 し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中は給与の全額を支給する。
- 2 定年制職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 定年制職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 4 定年制職員が刑事事件で起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、本給、年俸本給 月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び退職金見合手当の1 00分の60以内を支給することができる。
- 5 定年制職員が定年制職員就業規則第43条第1項第3号、第4号、第5号、第6号又は第9号に該当し、休職にされたときは、理事長の定めるところにより、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。
- 6 定年制職員が休職にされた場合には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も 支給しない。

(欠勤者の給与)

- 第29条 給与計算期間における所定労働時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の 承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務し ない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 勤務しなかった時間数の算定は、1箇月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。
- 3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給、地域手当及び研究員調整手当とする。 (派遣職員の給与)
- 第30条 定年制職員就業規則第43条第1項第8号の規定により派遣された定年制職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当(以下この条において「給与」という。)のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、派遣先の勤務に対して支給される報酬額が高い等の 事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると認められるときは、 同項本文の規定にかかわらず、当該派遣職員に給与のそれぞれ100分の70未満を支給する こと又は給与をしないことができる。
- 3 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、当該派遣職員には給与を支給しない。
- 4 第4条の規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による給与は、あらかじめ派遣職員の 指定する者に支払うことができる。

5 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の定年制職員との 権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中 に退職する場合においても同様とする。

(育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与)

- 第31条 定年制職員育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をしている定年制職員又は同規程第13条の規定により出生時育児休業をしている定年制職員に対する育児休業期間中又は出生時育児休業期間中の給与は支給しない。ただし、定年制職員育児・介護休業規程20条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。
- 2 定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第35条第1項第1号に規定する育児のための 勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務 1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項に規定するほか、育児休業及び育児のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の 給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。 (介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)
- 第32条 定年制職員育児・介護休業規程第27条の規定により介護休業をしている定年制職員 に対する介護休業期間中の給与は支給しない。
- 2 定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第35条第1項第2号に規定する介護のための 勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務 1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 前2項に規定するほか、介護休業及び介護のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の 給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。 (専従許可における給与の取り扱い)
- 第33条 定年制職員が定年制職員就業規則第75条及び第76条の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。 (短従許可における給与の取り扱い)
- 第34条 定年制職員が定年制職員就業規則第77条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。 (本給の半減)
- 第35条 月給制の定年制職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(ただし、病気休暇又は就業禁止の措置が結核性疾患による場合にあっては、1年。)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。
- 2 前項の就業禁止の措置は、次に掲げるものとする。
  - (1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他者に感染のおそれが高いと認められるもの
- 3 第1項の引き続き勤務しない期間には、所定休日その他の当該療養期間中の病気休暇又は就業禁止の措置(以下「病気休暇等」という。)の日以外の勤務を要しない日が含まれるものと する
- 4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合にお

いては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日(当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が結核性疾患による場合にあっては、1年。)を経過した後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

- 5 病気休暇等の開始の日から起算して90日を経過した後1年を経過するまでの間に結核性疾 患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷(以下「非結核性疾患等」という。)による病気 休暇等が引き続いている場合においては、当該非結核性疾患等による病気休暇等により勤務を 欠くこととなった日以後の病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 6 月又は月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日 につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該給与期間の現日数から所定休日の日 数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 7 前各項の規定は、年俸制の定年制職員について準用する。この場合において、第1項、第4項及び第5項中「本給の半額を減ずる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給する」と、前項中「本給の半額が減ぜられる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及び及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給される」と、「本給は」とあるのは「年俸本給月額、業績給月額及びみなし本給月額は」と読み替えるものとする。(勤務時間内兼業時の給与)
- 第36条 定年制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程(平成18年3月28日 18規程第10号)に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

附則

(施行期日等)

- 1. この規則は平成13年4月2日より施行し、平成13年4月1日から適用する。 (組合活動により勤務しなかった期間の給与控除)
- 2. 職員が組合に専ら従事している期間の給与は支給しない。
- 3. 争議、その他の労働組合活動により、所定勤務時間内、その他の勤務すべき時間の全部又は 一部につき、勤務しなかった時間があるときは、その勤務しなかった時間に応じて給与を減額 する。
- 4. 前項の控除額の計算方法及び控除計算の対象となる給与項目の範囲については、第29条の規定を準用する。

(経過措置)

- 5. 適用日の前日に、一般職の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の行政職(一)俸給表者しくは研究職俸給表の適用を受ける職員においては、適用日以降も引き続き各俸給表の適用を受けることとした場合に得られる級号俸及び次期昇給期を、事務職本給表、研究職本給表に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本給与規程に基づき取り扱うこととする。
- 6. 適用日の前日に調整手当の異動保障の適用を受ける職員においては、第18条の規定にかかわらず、当該異動保障を受けることとなった日から3年を経過するまでの間は、給与法第11条の7に基づき調整手当の異動保障を適用することとする。
- 7. 適用日の前日に暫定筑波研究学園都市移転手当の適用を受ける職員において、適用日以 降 に調整手当又は研究員調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、暫定筑波研究学園

都市移転手当の適用を受けるものとした場合が有利なときは、人事院規則9-103(暫定筑 波研究学園都市移転手当)に基づき暫定筑波研究学園都市移転手当を支給することとする。

- 8. 適用日の前日に特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受ける職員において、適用日以降に調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、引き続き特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受けるものとした場合が有利なときは、給与法第11条の6に基づき調整手当を支給することとする。
- 9. 適用日の前日に国家公務員であった者(人事交流により公庫、公団、事業団等に出向していた者を含む。)の、第20条に規定する期末手当及び第21条に規定する勤勉手当の在職期間における割合については、引き続き在職していたものとして取り扱うこととする。
- 10.適用日の前日に国家公務員であった者(人事交流により公庫、公団、事業団等に出向していた者を含む。)のうち、平成13年4月1日現在(以下、基準日という。)において、55才を越えている者(誕生日が昭和21年4月1日以前の者)は、第12条第3項の規定にかかわらず引き続き昇給できることとする。ただし、56才に達した日後の最初の昇給にあっては18月、その後の昇給は24月とし、58才に達した日後の昇給は行わないこととする。また、基準日において52才を越え55才を越えていない者(誕生日が昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの者)は、第12条第3項の規定にかかわらず55才に達した日後も1回に限り昇給させることができることとする。
- 11. 職員の給与に関することはこの規程に定めるもののほか、当分の間は一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則等に準拠し取り扱うこととする。

附 則 (平成13年6月28日 13規程第61号)

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月4日 13規程第66号)

この規程は、平成13年10月15日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日 14規程第6号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月23日 14規程第31号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月17日 14規程第41号)

- 1. この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- 2. 施行日以降第17条の2の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において第17条第1項 第1号及び第2号の適用を受けていた職員は、特に定める場合を除き平成14年度中において は引き続き第20条第6項各号の適用を受けることとする。

附 則 (平成14年11月21日 14規程第46号)

- 1. この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2. この規程の施行日(以下「施行日」という。)の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。

(平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3. 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額(第2号に定める額が第1号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成14年12月1日(第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職

しまたは死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち本給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「本給等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間について、改正後の職員給与規程の規定による本給月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる本給月額を受けていた期間がある職員にあっては、理事長が定める本給月額)及び扶養手当の額により算定される本給等の額の合計額
- 4. 前項に規定するもののほか、平成14年12月に支給する期末手当の調整に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則 (平成15年3月25日 15規程第9号)

- 1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2. 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第20条第2項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 3. 施行日の前日に第17条の適用を受ける職員が、施行日以降第17条の2の適用を受けることとなった場合に、施行日以降に受ける支給割合が施行日の前日に受けていた支給割合より下がることとなる職員については、第17条の2の規定にかかわらず支給割合を別に定めることができるものとする。

附 則 (平成15年11月13日 15規程第31号)

- 1. この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。
- 2. この規程の適用日(以下「適用日」という。)の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。
- 3. 平成15年12月に支給する期末手当に関する改正後の第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の75を乗じて得た額」とあるのは「100分の65を乗じて得た額」とする。
- 4. 平成15年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成15年4月1日(同月2日から適用日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当(第17条の2第1項第7号に規定する職員に支給するものを除く。)、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当基礎額の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月1日から適用日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に100分の 1.07を乗じて得た額

附 則 (平成16年2月25日 16規程第3号) (施行日)

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替)

2. 研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
5級	5級	10級、11級
4級	4級	8級、9級
3級	3級	6級、7級
2級	2級	4級、5級
1級	1級	1級、2級、3級

号棒の切替については、同じ額の本給月額の号棒に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額の号棒に切り替える。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の昇給)

3. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の昇給は、切替前の号俸を引き続き受けているものとして取り扱うこととする。

(エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置)

4. 切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成16年4月1日 から起算して5年を経過するまでの間は、引き続き第19条の規定を準用し、研究員調整手当 に相当する額を調整手当として支給することとする。

(勤勉手当の支給に係る経過措置)

5. 平成16年度における改正後の第21条第1項の規定による6月1日を基準日とする勤勉手 当の支給については、なお従前の例による。

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置)

6. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第21条の2第2項の規定に関わらず、業績手当基礎額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であって、第21条の2第2項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に100分の70を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。

附 則 (平成16年3月30日 16規程第8号) (施行日)

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(調整手当の異動補償に係る経過措置)

2. この規程の施行日の前日において改正前の規程第18条第2項の適用を受ける職員に対する 改正後の規程第18条第2項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が 当該 異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)」 とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成 18年3月31日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から1年を経過する」及び第1号中 「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、第2号中「2年を経 過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とす る。

附 則 (平成16年4月28日 16規程第17号)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月9日 17規程第26号)

- 1. この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2. この規程の適用日(以下「適用日」という。)の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第30条の規定に基づき理事長が定める。
- 3. 平成17年12月に支給する業績手当に関する改正後の第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の75」とする。
- 4. 平成17年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成17年4月1日(同月2日から適用日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当(第17条の2第1項第7号に規定する職員に支給するものを除く。)、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月1日から適用日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に100分の 0.36を乗じて得た額

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置)

- 5. エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第21条の2第2項の規定に関わらず、業績手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であって、第21条の2第2項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。
  - 平成17年12月に支給する業績手当に関する上記経過措置については、前項中「100分の72.5」とあるのは「100分の75」とする。

附 則(平成18年3月31日 18規程第2号)

- 1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。 (職務の級の切替え)
- 2. 平成18年4月1日(以下「切替日)という。)の前日から引き続き在職する定年制職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3. 前項により新級が定められている定年制職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、旧級、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(55歳を超える職員にあっては、0月とみなす。またこの規定の施行日の前日において、職員給与規程(平成13年4月2日 13規程第9号)の適用により、55歳を超えることにより次期昇給が停止となっていた職員にあっては、0月とみなす。)(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、切

- り替え後は55歳を超える職員であっても新号俸を受ける期間として数えることとする。
- 4. 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える本給月額の切替え)

5. 切替日の前日において事務職本給表、研究職本給表及びエンジニア職本給表に定める定年制職員の職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた定年制職員の新号俸は、新級、切替日の前日に受けていた本給月額及び経過期間に応じて附則別表第4に定める号俸とする。同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級に対応する号俸とする。

(本給の切替えに伴う経過期間)

- 6. 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける定年制職員で、その者の受ける本給 月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほ か、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 7. 切替日において、エンジニア職本給表へ切替えを行った定年制職員において、その者の受ける本給月額が切替日の前日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 8. 切替日以降に新らに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して、前2項の規定による本給を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。 (諸手当の経過措置)
- 9. この規定の施行日の前日において、職員給与規程(平成13年4月2日 13規程第9号) の適用を受けていた職員の諸手当について、施行日の前日までに認定されていた届出について は、施行日以降も引き続き適用を受けることとして取り扱う。
- 10. この規定の施行日の前日において、職員給与規程(平成13年4月2日 13規程第9号)第18条第2項の適用を受けていた職員の調整手当については、施行日以降も引き続き本定年制職員給与規程第18条第2項の適用を受けることとして取り扱う。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の適用に関する特例)

11. 平成22年3月31日までの間における次の表に左欄に掲げる地域手当の適用については、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条 100分の18 100分の18を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合 第1項 100分の12 100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合 (休職者の給与)

12. この規程の施行日の前日に定年制職員就業規則第40条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き施行日以降も休職となった場合の第28条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

## 附則別表第1 職務の級の切替表

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級		
	1級	1級		
	2級	1 秋		
事務俸給表	3級	2級		
争伤伴和衣	4級	3 級		
	5級	3 7l/X		
	6級	4級		

	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	·	9級
	11級	10級
	1級	1級
	2級	2級
研究職及び エンジニア	3級	3級
ー エンジー) 俸給表	4級	4級
学和女	5 年	5級
	5 級	6級

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員以外の号俸の切替表

イ 事務職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10 級
	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
5	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	1 2 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
U	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1

	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
7	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
8	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
9	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
10	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
11	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
12	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1.4	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
14	6月以上9月未満	37	75 76	55 56	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

15	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
16	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
17	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
18	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
20	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
21	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未満	<u> </u>		85	65	89	77	73			<u> </u>
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
22	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満	<u> </u>		88	66	92	80	76			<u> </u>
	12月以上	<u> </u>		89	67	93	81	77			<u> </u>
	3月未満			89	67	93	81				<u> </u>
	3月以上6月未満			90	67	94	82				<u> </u>
23	6月以上9月未満	<u> </u>		91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				<u> </u>
	12月以上			93	69	97	85				

	3月未満	93	69	97	85	Ī		
	3月以上6月未満	94	70	98	86			<del> </del>
24	6月以上9月未満	95	71	99	87			
	9月以上12月未満	96	72	100	88			
	12月以上	97	73	101	89			
	3月未満	97	73	101				
	3月以上6月未満	98	73	102				
25	6月以上9月未満	99	74	103				
	9月以上12月未満	100	74	104				
	12月以上	101	75	105				
	3月未満	101	75	105				
	3月以上6月未満	102	75	106				
26	6月以上9月未満	103	76	107				
	9月以上12月未満	104	76	108				
	1 2 月以上	105	77	109				
	3月未満	105	77					
	3月以上6月未満	106	78					
27	6月以上9月未満	107	79					
	9月以上12月未満	108	80					
	12月以上	109	81					
	3月未満	109	81					
	3月以上6月未満	110	82					
28	6月以上9月未満	111	83					
	9月以上12月未満	112	84					
	12月以上	113	85					
	3月未満	113						
	3月以上6月未満	114						
29	6月以上9月未満	115						
	9月以上12月未満	116						
	12月以上	117						
	3月未満	117						
	3月以上6月未満	118						ļ
30	6月以上9月未満	119						
	9月以上12月未満	120						
	12月以上	121						
	3月未満	121						<u> </u>
0.1	3月以上6月未満	122						
31	6月以上10月末満	123						
	9月以上12月未満	124				-	<u> </u>	<u> </u>
	12月以上	125				-	<u> </u>	<u> </u>
	3月未満	125						-
32	3月以上6月未満	125					<del>                                     </del>	-
	6月以上9月未満 9月以上12月未満	125 125						
	3月以上14月不何	120					<u> </u>	<u> </u>

12月以上 125 125 1

## ロ 研究職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	平和衣の適用を支いるた 旧級 経過期間	1級	2級	3 級	4級
	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
1	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
5	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	1 2 月以上	17	17	13	5
	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
6	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
7	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
	3月未満	25	25	21	13
8	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15

	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
9	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
10	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
11	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
12	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
13	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
14	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
	3月未満	53	53	49	41
1 -	3月以上6月未満	54	54	50	42
15	6月以上9月未満	55 56	55 56	51	43
	9月以上12月未満	56 57	56	52	44
	12月以上	57 57	57	53 52	45
	3月未満	57 59	57	53 54	45
16	3月以上6月未満6月以上9月未満	58 59	58 59	54 55	46
10	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	48
	3月未満	61	61	57	49
17	3月以上6月未満	62	62	58	50
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	02	02	JO	50

	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
18	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
19	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
20	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
21	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
22	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	1 2 月以上	85	85	81	73
	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
23	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73 <b>7</b> 3
	12月以上	89	89	85	73
	3月未満	89	89	85	
0.4	3月以上6月未満	90	90	86	
24	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
	3月未満	93	93	89	
0.5	3月以上6月未満	94	94	89	
25	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
0.0	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		1

	3月以上6月未満	98	98	
	6月以上9月未満	99	99	
	9月以上12月未満	100	100	
	12月以上	101	101	
	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
27	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	
28	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
29	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12月以上	113	113	
	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
30	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
31	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
	3月未満	121		
	3月以上6月未満	121		
32	6月以上9月未満	121		
	9月以上12月未満	121		
	12月以上	121		

## ハ エンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	1 2 月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1

	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
5	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
6	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
7	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
	3月未満	29	29	25	17
9	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
	3月未満	33	33	29	21
10	3月以上6月未満	34	34	30	22
10	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満 12月以上	36 37	36 37	32	24 25
	1 4 月 以上	31	31	აა	40

11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
	3月未満	41	41	37	29
12	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
13	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
14	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
15	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
16	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
	3月未満	61	61	57	49
17	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53 <b>5</b> 3
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上19月未満	67	67	63	55 56
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65 65	57 57
	3月未満	69	69	65	57 59
19	3月以上6月未満	70	70	66	58 50
	6月以上9月未満 9月以上12月未満	71	71 72	67 68	59 60
	3月以上14月不向	12	12	Uð	OU

	1 2月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
	3月未満	77	77	73	65
21	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
22	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	1 2 月以上	85	85	81	73
	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
23	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	1 2 月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	1 2 月以上	93	93	89	
	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
25	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	1 2 月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
	3月未満	105	105		
28	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		

	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
30	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12月以上	113	113	
	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
30	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
31	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
	3月未満	121		
	3月以上6月未満	121		
32	6月以上9月未満	121		
	9月以上12月未満	121		
	12月以上	121		

附則別表第3 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の号俸の切替表

イ 旧級が事務職本給表の11級である定年制職員の新号俸

旧号俸	新級 経過期間	9級	10級
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1

1	1	1 .	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
7	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
8	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
11	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
12	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
	<u> </u>	•	•

	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
13	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
14	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13
15	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

## ロ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸

111/10000 1919 11/19	(本品ない3版とめる足中間取員の利方性 新級		
旧号俸	経過期間	5級	6級
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

	3月未満	1 1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
7	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
8	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
11	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
12	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	1 2 月以上	25	1
	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
13	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	3月未満	29	1
14	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1

	12月以上	33	1
	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
15	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
16	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
17	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
18	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
19	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
20	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
21	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
22	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
	3月未満	65	11
23	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12

9月以上12月未満	68	12
12月以上	69	13

# ハ 旧級がエンジニア職本給表の5級である定年制職員の新号俸 新級 5/77 0.00

旧号俸	新級	5級	6 級
口夕净	経過期間	O 形文	O N/X
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
7	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
8	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1

	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
11	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
12	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
13	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
14	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
15	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
16	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1

	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
18	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
19	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
20	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
21	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
22	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
23	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

## 附則別表第4

職務の級の最高の号俸を超える本給月額を受ける定年制職員の本給月額の切替え

イ 旧級が事務職本給表のうち、11級以外である定年制職員の新号俸

112 112	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	19 H PJ L
旧級	旧俸給月額	3月不何	6月未満	9月未満	12月未満	12月以上
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
4級	365,400	85	85	86	86	87

	367,600	87	87	88	88	89	
	369,800	89	90	91	92	93	
	372,000	93	94	95	96	97	
	374,200	97	98	99	100	101	
	376,400	101	102	103	104	105	
	378,600	105	106	107	108	109	
	380,800	109	109	110	110	111	
	383,000	111	111	112	112	113	
	上記以外の俸給月額		理事	長が別に定	める		
5級	383,000	109	110	111	112	113	
る形义	上記以外の俸給月額		理事	長が別に定	める		
6級	418,700	89	90	91	92	93	
O形文	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める					
	429,200	77	78	79	80	81	
7級	432,700	81	82	83	84	85	
	上記以外の俸給月額	理事長が別に定める					
	453,200	69	70	71	72	73	
8級	456,800	73	74	75	76	77	
	上記以外の俸給月額		理事	長が別に定	める		
	489,400	53	54	55	56	57	
9級	493,500	57	58	59	60	61	
	上記以外の俸給月額		理事	長が別に定	める		
	513,000	37	38	39	40	41	
10級	517,400	41	42	43	44	45	
	上記以外の俸給月額		理事	長が別に定	める		

## ロ 旧級が事務職本給表の11級である定年制職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間 新級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上			
F90, 200	9級	37	38	39	40	41			
580, 300	10級	14	14	15	15	15			
上記以外の	9級	理事長が別に定める							
俸給月額	10級		理事	手長が別に定	理事長が別に定める				

## ハ 旧級が研究職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸

旧級	経過期間旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上		
1級	全ての俸給月額			耳長が別に定め				
2級	371, 700	113	114	115	116	117		
	374, 400	117     118     119     120     121						
	上記以外の俸給月 額	理事長が別に定める						

3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める
4級	全ての俸給月額	理事長が別に定める

## ニ 旧級が研究職本給表の5級である定年制職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上	
10 17/10/11/10	新級	0 月 / 門間	6月未満	9月未満	12月未満	12/1/5/1	
579, 900	5級	69	70	71	72	73	
ə <i>1</i> 9, 900	6級	13	13	14	14	15	
				73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	
			73号俸の額	から72号俸	から72号俸	から72号俸	
			から72号俸	の額を引い	の額を引い	の額を引い	
	5級	73	の額を引い	た差額に2	た差額に3	た差額に4	
583, 900	J /lyX	13	た差額を73	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	
			号俸の額に	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	
			足した額	額に足した	額に足した	額に足した	
				額	額	額	
	6級	15	15	16	16	16	
		73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	
		から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号の	
		の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い	額俸を引い	
	   5 級	た差額に4	た差額に5	た差額に6	た差額に7	た差額に8	
587, 900	אפוז ע	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	
		を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	
		額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	
		額	額	額	額	額	
	6級	17	17	17	18	18	
		73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	
		から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸	
		の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い	
	5級	た差額に8	た差額に9	た差額に10	た差額に11	た差額に12	
591, 900	J /lijx	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	
		を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	
		額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	
		額	額	額	額	額	
	6級	19	19	19	20	20	
上記以外の	5級	理事長が別に定める					
俸給月額	6級	理事長が別に定める					

## ホ 旧級がエンジニア職本給表のうち、5級以外である定年制職員の新号俸

旧級	経過期間旧俸給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
2級	371, 700	113	114	115	116	117

	374, 400	117	118	119	120	121
	上記以外の俸給月 額	理事長が別に定める				
3級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				
4級	全ての俸給月額	理事長が別に定める				

#### へ 旧級がエンジニア職本給表の5級である定年制職員の新号俸

	経過								
旧俸給月額	<b>、</b> 期間	   3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上			
11.11.11.14.2.4.87	新級	0 ) 4 ) [ 1 ] 4	6月未満	9月未満	12月未満	12/1/2/21			
550 000	5級	69	70	71	72	73			
579, 900	6級	13	13	14	14	15			
				73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額			
			73号俸の額	から72号俸	から72号俸	から72号俸			
			から72号俸	の額を引い	の額を引い	の額を引い			
	<b>-</b> √π	70	の額を引い	た差額に2	た差額に3	た差額に4			
583, 900	5級	73	た差額を73	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額			
			号俸の額に	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の			
			足した額	額に足した	額に足した	額に足した			
				額	額	額			
	6級	15	15	16	16	16			
		73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額			
	5級	から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸			
		の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い			
		た差額に4	た差額に5	た差額に6	た差額に7	た差額に8			
587, 900		を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額			
		を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の			
		額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	額に足した			
		額	額	額	額	額			
	6級	17	17	17	18	18			
		73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額	73号俸の額			
		から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸	から72号俸			
		の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い	の額を引い			
	5級	た差額に8	た差額に9	た差額に10	た差額に11	た差額に12			
591, 900	3 hyx	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額	を乗じた額			
		を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の	を73号俸の			
		額に足した	額に足した	額に足した	額に足した	額に足した			
		額	額	額	額	額			
	6級	19	19	19	20	20			
上記以外の	5級	理事長が別に知	定める						
俸給月額	6級	理事長が別に	理事長が別に定める						

(エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替)

13. 研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニ

ア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
6 級	6級	10級
5 級	5級	8級、9級
4級	4級	6級、7級
3級	3級	4級、5級
2級	2級	3級
1 級	1級	1級、2級

号俸の切替については、同じ額の本給月額の号俸に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額の号俸に切り替える。

(若手任期付研究職及び招聘型任期付研究職の経過措置)

14.適用日の前日に、職員給与規程(平成13年4月2日 13規程第9号)の若手任期付研 究職本給表若しくは招聘型任期付研究職本給表の適用を受けていた職員が、独立行政法人物 質・材料研究機構定年制職員就業規則附則第7条により定年制職員に準ずるとみなされた場合 においては、適用日以降も引き続き各本給表の適用を受けることとした場合に得られる号俸に 当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出 については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本定年制職員給与規程に基づき 取り扱うこととする。

若手任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
	円
1	3 3 6 , 0 0 0
2	375,000
3	405,000

#### 招聘型任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868, 000

- 15. 任期付特例法に基づき採用された職員については、原則として昇給は行わない。
- 16. 第17条の2(若手任期付研究職本給表の適用を受ける職員に限る)、第18条、第19条、第20条(支給する割合については次項による)、第22条、第24条、第26条は定年制職員に準じて取り扱うこととする。
- 17. 第20条第2項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する適用については、「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。
- 18. 第20条第4項の準用については、以下の通り取り扱うこととする。

若手任期付 研究職本給表	すべての定年制職員	100分の5
招聘型任期付 研究職本給表	5 号俸以上の本給月額を受ける定年制 職員	100分の20

4 号俸及び3 号俸の本給月額を受ける 定年制職員	100分の15
2 号俸及び1 号俸の本給月額を受ける 定年制職員	100分の10

- 19. 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額を第20条第2項の期末手当基礎額とする。
  - (1) 招聘型任期付研究職本給表 6 号俸以上の本給月額を受ける職員

100分の25

(2) 招聘型任期付研究職本給表5号俸及び4号俸の本給月額を受ける職員

100分の15

- 20. 任期付特例法に基づき採用された定年制職員のうち、採用時に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた定年制職員に任期付研究員業績手当を支給する。
- 21. 前項に規定するもののほか、任期付研究員業績手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

附 則 (平成18年7月18日 18規程第78号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日 18規程第95号)

- 1. この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2. (エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置)

平成18年4月1日の切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成16年4月1日から起算して5年を経過するまでの間は、引き続き第19条の規定を準用し、研究員調整手当に相当する額を支給することとし、当該研究員調整手当経過措置額には、裁量労働制適用者のみ、第25条に規定する時間外勤務手当等のうち、代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の17時間相当分、深夜勤務に対する手当20時間相当分、及び代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の17時間相当分を含むものとする。

附 則 (平成18年12月4日 18規程第98号)

この規程は、平成18年12月4日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日 19規程第24号)

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における地域手当の適用に関する特例の改正)

2. 第18条の適用に関して、平成18年3月31日 18規程第2号附則第11項については、次表のとおり変更し、平成22年3月31日までの間における地域手当の適用について、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条 100分の12 100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める 割合

(地域手当の東京在勤者における経過措置)

3. 第18条の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号の適用を受ける定年制職員については、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号に指定する地区に施行日の前日から引き続き在勤する場合に限り、その在勤期間中において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第18条第1項第1号に規定する支給率を引き続き適用するものとする。

#### (異動保障の経過措置)

- 4. 改正日の前日に第18条第2項の適用を受ける定年制職員を含め、その職員の行政機関任命権者と理事長の要請に応じて、行政機関の職員が定年制職員となった場合において、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の地域手当について、その在勤する支給地域を異にして異動した場合(これらの定年制職員等が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた支給地域の支給割合(以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該定年制職員には、第18条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当、管理職手当、能力手当及び職能手当の月額の合計額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
  - (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 異動前の支給割合(異動割合の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号について同じ。)
  - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

附 則 (平成19年5月8日 19規程第32号)

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年11月5日 19規程第64号)

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月18日 20規程第8号)

この規程は、平成20年2月18日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月18日 20規程第9号)

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日 20規程第12号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成20年3月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、本給その他諸手当の遡及については、施行日に在籍する定年制職員及び適用日から施行日の期間中に独立行政法人物質・材料研究機構職員人事規程第13条による出向等人事交流により理事長の要請を受け出向または退職した定年制職員に限り適用する。

(平成19年12月以降に支給する若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表適 用者の期末手当)

2. 第20条第2項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表の適用 を受ける定年制職員に対する適用については、「100分の160」とあるのは「100分の 180」とする。

附 則 (平成20年7月23日 20規程第70号)

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月1日 20規程第85号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月23日 21規程第44号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月27日 21規程第83号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成21年5月27日から施行する。

- 2. 平成21年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。
- 3. 平成21年6月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条 第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の7 2.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4. 平成21年6月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第20条第2項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月31日 18規程第2号)附則第17号中「、「100分の140」とあるのは「100分の160」」とあるのは「、「100分の145」」とする。
  - 附 則 (平成21年11月30日 21規程第119号) (施行期日等)
- 1. この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2. 平成21年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第 2項中「100分の160」とあるのは「100分の150」と、「100分の140」と あるのは「100分の125」とする。
- 3. 平成21年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同 条第2項中「100分の62.5」とあるのは「100分の57.5」とする。
- 4. 平成21年12月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第20条第2項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程(平成20年3月3日 20規程第12号)附則第2号中「、「100分の160」とあるのは「100分の180」」とあるのは「、「100分の160」とあるのは「100分の165」」とする。
- 5. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月31日 18規程第2号) 附則第6号中「本給月額に」を「本給月額(当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。)に」及び第7号中「本給月額に」を「本給月額(当該本給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。)に」とする。
- 6. 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構 定年制職員給与規程第20条により算定される期末手当の額(以下この項において「基準 額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相 当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手 当は、支給しない。
  - (1) 平成21年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に定年制職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当

本給表	職務の級	号俸
	1級	1号俸から56号俸まで
事務職	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職	1級	1号俸から56号俸まで
4月 九4戦	2級	1号俸から32号俸まで
ーンパーマ啦	1級	1号俸から56号俸まで
エンジニア職	2級	1号俸から32号俸まで
若手任期付研		1 号俸
究職本給表		1ヶ洋

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成21年12月22日 21規程第122号)

- この規程は、平成21年12月22日から施行し、平成21年11月30日から適用する。 附 則 (平成22年3月29日 22規程第18号)
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日 22規程第43号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成22年11月22日 22規程第53号)

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。
  - 附 則 (平成22年11月29日 22規程第64号)

(施行期日等)

- 1. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2. 平成22年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。
- 3. 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 4. 平成22年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の62.5」とし、同条第4項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。
- 5. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年 11月30日 21規程第119号)附則第5項中「100分の99.76」とあるのは 「100分の99.59」とする。
- 6. 当分の間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与額から、それぞ

れ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1)本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第35条の規定を受ける者である場合にあっては、規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額(当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び第5号において同じ。)に達しない場合(以下この項、 附則第8項及び第9項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第8項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2)管理職手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する管理職手当の月額の100分の
- 1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額)
- (3)能力手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する能力手当の月額の100分の1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する能力手 当の月額)
- (4)職能手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する職能手当の月額の100分の1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する職能手 当の月額)
- (5)地域手当 当該特定職員の本給月額の月額に対する地域手当の月額の100分の1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手 当の月額)
- (6)研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の 1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する 研究員調整手当の月額)
- (7)期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額の月額 並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計 額(第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同 項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(同条第5項の 規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、そ の額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて 得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末 手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最 低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受ける べき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に 対する研究員調整手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、 当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合 を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定す る100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した 額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定す る割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合 を乗じて得た額)
- (8) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第

21条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(同項の規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

(9) 業績手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びに これらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第 21条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、 当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合 を乗じて得た額(同項の規定の適用を受ける職員(以下この号において「管理監督職員」と いう。) にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲 内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第9項において「業績手 当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第21条の2第2 項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない 場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額 基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整 手当の月額の合計額(第20条の2第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を 受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超え ない範囲内で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減 額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を 加算した額)を加算した額。附則第9項において「業績手当減額基礎額」という。)に、当

該特定職員に支給さ 1条の2第2項に規 額)

(10)第28条第1項 支給される給与 当

本給表	職務の級
事務職	6 級
研究職	5 級
エンジニア職	5級

れる業績手当に係る第2 定する割合を乗じて得た

から第5項の規定により 該特定職員に適用される

次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第28条第1項 前各号に定める額

 ロ 第28条第2項 第1号から第7号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第28条第4項 第1号から第6号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員 に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第28条第5項 第1号から第7号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

7. 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定め

る。

- 8. 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第25条及び第26 条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により 算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合 計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を 乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びにこれに対す る地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の総勤務時 間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 9. 附則第6項の規定が適用される間、勤勉手当及び業績手当の総額は第21条第4項及び第21条の2第4項により算出された額にかかわらず、第21条第4項及び第21条の2第4項の規定により算出した額から、第21条第2項及び第21条の2第2項に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額及び業績手当減額対象額に100分の0.975(特定管理職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額及び業績手当減額対象額に第21条第4項及び第21条の2第4項に規定する割合を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 10. 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第20条により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日 (同月2日から同年12月1日までの間に定年制職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第24条第2項に規定する別に定める額を除く)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数)を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで

	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
エンジニア職	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則 (平成23年3月28日 23規程第2号)

- 1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (管理職手当、能力手当及び職能手当(以下「管理職手当等」という)の改正に伴う経過措置)
- 2. 施行日の前日から引き続き管理職手当等の適用を受ける定年制職員で、この規程による改正後の管理職手当等が、改正前の管理職手当等に達しないこととなる職員には、当該管理職手当等のほか、当該管理職手当等と改正前管理職手当等との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当等調整額として支給する。
  - (1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25

附 則 (平成24年3月26日 24規程第12号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月16日 24規程第24号)

(施行期日等)

- 1. この規程は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程(以下「本給与規程」という。)の一部を改正する規程(平成18年3月31日 18規程第2号)附則第6項中「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」を加える。また、本給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日 22規程第64号)附則第5項中「100分の99.59」とあるのは「100分の99.1」とする。

附 則 (平成24年4月24日 24規程第28号)

この規程は、平成24年4月24日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日 24規程第39号) (施行期日等)

- 1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、本給与規程別表第1から別表第3に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額(本給与規程の一部を改正する規程(平成18年3月31日 18規程第2号)附則第6項から第8項までの規定による本給を含み、当該職員が同規程第35条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額(同条の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合(以

下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
	2級以下	100分の4.77
事務職	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
	2級以下	100分の4.77
研究職	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
	2級以下	100分の4.77
エンジニア職	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

- 3. 特例期間においては、本給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に 当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (2)能力手当 当該職員の能力手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (3)職能手当 当該職員の職能手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (4)地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当、能力手当及び職能手当に対する地域手当の月額に 100分の10を乗じて得た額
  - (5)研究員調整手当 当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給 減額率を乗じて得た額及び当該職員の能力手当に対する研究員調整手当の月額に100分 の10を乗じて得た額
  - (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (7)勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (8)業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
  - (9)本給与規程第28条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適 用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
    - イ 第28条第1項 前項及び前各号に定める額
    - ロ 第28条第2項又は第3項 前項及び第4号から第6号までに定める額に100分の 80を乗じて得た額
    - ハ 第28条第4項 前項並びに第4号及び第5号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - ニ 第28条第5項 前項及び第4号から第6号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4. 特例期間においては、本給与規程第25条、第26条、第29条、第31条及び第32条 に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給与規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の 月額の合計額に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5. 特例期間においては、本給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日 22 規程第64号)附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第4号から第9号まで及び第4項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給

月額から同規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第4号中 「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から同 規程附則第6項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「本給月額に 対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から同 規程附則第6項第6号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の 額」とあるのは「期末手当の額から同規程附則第6項第7号に定める額に相当する額を減じ た額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から同規程附則第6項 第8号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号中「業績手当の額」とあるのは 「業績手当の額から同規程附則第6項第9号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項 第9号イ中「前項及び前各号」とあるのは「同規程附則第6項の規定により読み替えられた 前項及び前各号」と、同号ロ及び二中「前項及び第4号から第6号まで」とあるのは「同規 程附則第6項の規定により読み替えられた前項及び第4号から第6号まで」と、同号ハ中「前 項並びに第4号及び第5号」とあるのは「同規程附則第6項の規定により読み替えられた前 項並びに第4号及び第5号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額か ら同規程附則第8項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額 に」とする。

- 6. 特例期間においては、本給与規程第30条第1項の規定の適用については、同項中「期末 手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、附則第2項及び第3項(22規程 第64号附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるも のについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当 する額を減じた額とする。)」とする。
- 7. 第2項から第6項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 附 則 (平成24年7月31日 24規程第52号)
- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
  - 附 則 (平成25年6月28日 25規程第25号)

(施行期日等)

- 1. この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の2に規定する能力手当に関する別表第7の適用については、別表第7中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。
- 3. 平成25年7月から平成26年6月までに支給する第17条の3に規定する職能手当に関する別表第9の適用については、別表第9中「129,300円」とあるのは「128,850円」と、「103,400円」とあるのは「106,800円」と、「90,500円」とあるのは「86,300円」と、「77,600円」とあるのは「72,750円」と、「78,400円」とあるのは「76,200円」と、「67,200円」とあるのは「63,500円」と、「60,900円」とあるのは「57,450円」とする。

附 則 (平成26年3月14日 26規程第18号)

- 1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。
- 2. 本給与規程の一部を改正する規程(平成24年6月26日 24規程第39号)附則第 2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則 (平成26年9月24日 26規程第36号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月1日 26規程第58号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成26年12月1日から施行する。 (本給の経過措置)

2. 第10条第2項各号について、平成26年4月1日から平成27年3月3 1日までの期間において、以下の附則別表第1から第3までの表を適用とする。 ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年 12月1日時点の在籍者のみに支給する。

附則別表第1 事務職本給表

附則別	表第 1	事務職本	給表							
職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
Ø										
級号	俸給月額									
俸										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187, 700	224, 600	263, 500	290, 700	322, 100	367, 500	414, 100	465, 600	529, 900
2	138, 700	189, 500	226, 500	265, 600	293,000	324, 400	370, 100	416,600	468, 700	532, 900
3	139, 900	191, 300	228, 400	267,600	295, 300	326, 700	372, 700	419, 100	471,800	536, 100
4	141,000	193, 100	230, 200	269, 700	297,600	329, 000	375, 300	421,600	474, 900	539, 300
5	142, 100	194, 700	231, 900	271, 700	299, 700	331, 300	377, 500	423, 500	477, 900	542, 400
6	143, 200	196, 500	233, 800	273, 800	302,000	333, 400	380,000	425, 800	481,000	544, 800
7	144, 300	198, 300	235, 700	275, 900	304, 300	335, 600	382, 500	428,000	484, 100	547, 300
8	145, 400	200, 100	237, 500	278,000	306,600	337, 800	385,000	430, 200	487, 200	549,800
9	146, 500	201,800	239, 200	280, 100	308,800	340,000	387, 600	432, 300	490,000	552, 200
1 0	147, 900	203,600	241, 100	282, 200	311, 100	342, 200	390, 300	434, 400	493, 100	554, 100
1 1	149, 200	205, 400	242, 900	284, 300	313, 400	344, 400	393, 000	436, 500	496, 100	555, 900
1 2	150, 500	207, 200	244, 800	286, 400	315, 700	346,600	395, 700	438, 700	499, 200	557, 800
1 3	151,800	208,800	246, 500	288, 500	317, 900	348,600	398, 200	440, 500	501, 900	559,600
1 4	153, 300	210, 700	248, 400	290,600	320, 100	350, 700	400, 500	442, 400	504, 300	561, 100
1 5	154,800	212,600	250, 200	292, 700	322, 300	352, 800	402,800	444, 400	506, 600	562, 600
1 6	156, 400	214, 500	252,000	294, 800	324, 500	354, 900	405, 200	446, 400	509,000	563, 900
1 7	157, 700	216, 300	253, 700	296, 800	326,600	356, 800	407, 100	448, 300	511, 300	565, 300
1 8	159, 200	218, 200	255, 700	298, 900	328, 700	358, 800	409, 100	450, 100	512,800	566, 500
1 9	160,700	220, 100	257, 700	301,000	330,800	360, 800	411,000	451, 900	514, 300	567, 700
2 0	162, 200	222,000	259, 700	303, 100	332,800	362, 700	412, 900	453, 700	515, 700	568, 900
2 1	163,600	223, 700	261,600	305, 200	334, 900	364, 800	414, 800	455, 500	516, 900	570, 100
2 2	166, 300	225,600	263, 500	307, 300	337,000	366, 700	416,600	457,000	518, 400	
2 3	168, 900	227, 500	265, 400	309, 400	339, 100	368, 700	418, 500	458, 500	519, 900	
2 4	171, 500	229, 400	267, 200	311, 500	341, 200	370, 700	420, 500	460,000	521, 400	
2 5	174, 200	231,000	269, 200	313, 400	342,800	372, 700	422, 300	461, 400	522,600	
2 6	175, 900	232, 800	271, 100	315, 500	344, 800	374, 700	423, 800	462, 700	523, 700	
2 7	177, 600	234, 500	273, 000	317,600	346, 800	376, 700	425, 400	464, 000	524, 900	
2 8	179, 300	236, 300	274, 900	319, 700	348, 800	378, 700	427,000	465, 200	526, 100	
2 9	180, 800	237, 700	276, 700	321, 700	350,600	380, 300	428,600	466, 200	527, 200	
3 0	182,600	239, 200	278, 600	323, 800	352, 500	382, 100	429, 900	466, 900	528, 100	
3 1	184, 400	240, 700	280, 500	325, 900	354, 400	383, 900	431, 200	467, 700	529,000	
3 2	186, 100	242, 200	282, 400	328,000	356, 300	385, 600	432, 500	468, 400	529, 900	
3 3	187, 700	243,600	284, 100	329, 600	358, 200	387, 400	433, 700	469, 100	530, 700	
3 4	189, 200	245, 100	286, 000	331,600	360,000	388, 800	435, 000	469, 900	531,600	

3 5	190, 700	246,600	287, 900	333, 700	361,800	390, 400	436, 300	470,600	532, 500
3 6	192, 200	248, 200	289, 800	335, 800	363, 500	392, 000	437, 500	471, 400	533, 200
3 7	193, 500	249, 500	291, 500	337, 700	365,000	393, 500	438, 700	472, 200	534, 100
3 8	194, 800	251, 100	293, 300	339, 700	366, 300	394, 700	439, 500	472, 900	535, 000
3 9	196, 100	252, 700	295, 100	341, 700	367, 700	395, 900	440, 300	473, 700	535, 900
4 0	197, 400	254, 300	296, 900	343, 700	369, 100	397, 100	441, 100	474, 500	536, 800
	,	,	ŕ		ŕ	,	,	,	
4 1	198, 700	255, 700	298, 700	345,600	370,600	398, 200	441, 700	475, 300	537, 700
4 2	200,000	257, 100	300, 400	347, 500	371, 500	399, 400	442, 400	476, 000	
4 3	201, 300	258, 500	302, 100	349, 400	372,600	400, 600	443, 100	476, 800	
4 4	202, 600	259, 900	303, 800	351, 300	373, 700	401, 800	443, 800	477, 400	
	202, 000	200,000	000,000	001,000	0.0,.00	101, 000	110,000	1, 100	
4 5	203, 800	261, 100	305, 500	352, 800	374, 500	402, 500	444, 600	478, 200	
4 6	205, 100	262, 500	307, 200	354, 300	375, 400	403, 200	445, 400	1.0,200	
4 7	206, 400	263, 900	308, 900	355, 800	376, 300	403, 900	446, 100		
4 8	207, 700	265, 300	310, 600	357, 300	377, 200	404, 600	446, 900		
	201, 100	200, 000	010,000	301, 300	311, 200	101,000	110, 500		
4 9	208, 800	266, 600	311, 800	359,000	378, 200	405, 200	447, 500		
5 0	209, 900	267, 800	313, 400	359, 800	379, 000	405, 900	448, 200		
5 1	211, 000	269, 100	315, 000	361,000	379, 800	406, 600	449, 000		
5 2	212, 100	270, 400	316, 600	362, 000	380, 600	407, 300	449, 800		
0 2	212, 100	270, 400	310,000	302,000	360, 600	407, 300	449, 600		
5 3	212 200	971 500	210 200	262 000	201 200	100 000	450 400		
5 4	213, 300	271, 500	318, 300	362, 900		408, 000	450, 400		
5 5	214, 300	272, 700	319, 900	364, 000	382, 000	408, 700	451, 200		
5 6	215, 300	274, 000	321, 500	365,000	382, 700	409, 400	452, 000		
5.0	216, 300	275, 300	323, 100	366, 100	383, 400	410, 000	452, 600		
5 7	017 100	976 400	204 600	267 000	202 000	410 600	450 000		
5 8		276, 400		367, 000			453, 200		
		277, 500				411, 200			
5 9	219, 000	278, 600	327, 000		385, 200	411, 800	454, 800		
6 0	220, 000	279, 700	328, 200	369, 100	385, 900	412, 400	455, 600		
C 1						440.000	.=		
6 1	220, 800	280, 900	329, 000	369, 600	386, 300	412, 900	456, 200		
6 2	221, 800	281, 900	329, 900	370, 200	387, 000	413, 600			
6 3	222, 800	282, 900	330, 700	370, 900	387, 600	414, 200			
6 4	223, 800	283, 900	331, 500	371,600	388, 200	414, 800			
C =	001 555	001 ===	000 :=:	0.00	000 ===				
6 5	224, 500	284, 700	332, 400	371, 900	388, 700	415, 100			
6 6	225, 500	285, 600	332, 800	372,600	389, 300	415, 700			
6 7	226, 500	286, 500	333, 600	373, 300	389, 900	416, 400			
68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900			
_									
6 9	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400			
_	229, 200	289, 200	335, 900	375,000	391, 500	418, 100			
7 0									
7 0 7 1 7 2	230, 000 230, 800	290, 000 290, 800	336, 600 337, 300	375, 700 376, 300	392, 200 392, 800	418, 800 419, 500			

73	231,600	291,600	337, 800	376, 700	393, 100	420,000		
7 4	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700		
7 5	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400		
7 6	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100		
	200, 100	230, 100	000,000	010,000	030,000	122, 100		
7 7	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600		
7 8						422, 000		
	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100			
7 9	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800			
8 0	236, 800	294, 200	341, 300	380, 600	397, 500			
8 1	237, 500	294, 400		381, 100	398,000			
8 2	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700			
8 3	238, 900	295,000	342, 700	382, 300	399, 400			
8 4	239,600	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100			
8 5	240, 300	295, 600	343,600	383, 300	400,600			
8 6	241,000	295, 900	344, 000	383, 900				
8 7	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500				
8 8	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100				
	_1_, 100		011,000	000, 100				
8 9	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800				
9 0	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400				
9 1	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000				
9 2								
3 2	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600				
0.0	244 222							
9 3	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300				
9 4		298, 500	347, 100					
9 5		298, 900	347, 600					
9 6		299, 300	348, 000					
9 7		299, 500	348, 100					
98		299, 800	348,600					
9 9		300, 200	349, 100					
1 0 0		300,600	349, 400					
1 0 1		300, 800	349, 700					
102		301, 100	350, 100					
103		301, 500	350, 500					
1 0 4		301, 800	350, 900					
		001,000	000,000					
1 0 5		302,000	351, 400					
106								
107		302, 300	351, 800					
		302, 700	352, 200					
1 0 8		303, 000	352, 600					
1 0 9		303, 200	353, 100					
1 1 0		303, 600	353, 500					
1 1 1		304, 000	353, 900					

1 1 2	304, 300	354, 200				
1 1 3	304, 400	354, 700				
1 1 4	304, 700					
1 1 5	305, 000					
1 1 6	305, 400					
1 1 7	305, 600					
1 1 8	305, 800					
1 1 9	306, 100					
1 2 0	306, 400					
1 2 1	306, 800					
1 2 2	307,000					
1 2 3	307, 300					
1 2 4	307,600					
1 2 5	308,000					

附則別表第2 研究職本給表

門則別及第2 例元	似平和汉					
職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
級号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137, 700	187, 200	276, 800	333, 700	393, 700	531,600
2	138, 800	189, 700	279, 600	335, 900	396, 600	534, 700
3	140,000	192, 100	282, 400	338, 100	399, 500	537, 900
4	141, 100	194, 500	285, 200	340, 300	402, 300	541, 100
5	142, 200	197, 000	287, 700	342, 300	404, 600	544, 200
6	143, 500	199, 300	290, 400	344, 400	407, 400	546,600
7	144, 800	201,600	293, 200	346, 500	410, 200	549, 100
8	146, 100	203, 800	296, 000	348, 600	412, 900	551,600
9	147, 200	205, 900	298, 600	350, 700	415, 600	554,000
1 0	148, 900	208, 200	301, 400	352, 800	418, 400	555, 800
1 1	150, 500	210, 500	304, 200	354, 900	421, 200	557, 700
1 2	152, 100	212, 800	307, 000	357,000	424, 000	559,600
1 3	153, 600	215, 000	309, 600	359, 100	426, 800	561, 400
1 4	155, 500	217, 400	312, 400	361,000	429, 600	562,800
1 5	157, 400	219, 800	315, 100	362, 900	432, 400	564, 200
1 6	159, 400	222, 200	317, 900	364, 900	435, 200	565, 400
1 7	161, 200	224, 500	320, 500	366, 800	437, 700	566,600
1 8	163, 400	227, 300	322, 800	368, 700	440, 300	567, 500
1 9	165, 600	230, 200	325, 100	370, 700	442, 900	568, 400
2 0	167, 700	233, 100	327, 400	372, 700	445, 500	569, 300

1	l I	1	ı	Ī	Ī	ĺ
2 1	169, 900	235, 800	329, 800	374, 500	448, 100	570, 300
2 2	172, 300	238, 600	331, 800	376, 500	450, 700	•
2 3	174, 600	241, 400	333, 800	378, 500	453, 300	
2 4	176, 900	244, 200	335, 900	380, 400	455, 900	
2 5	179, 000	247, 000	338, 100	382, 000	458, 200	
2 6	181, 100	249, 700	340, 000	383, 800	460, 600	
2 7	183, 200	252, 400	341, 900	385, 700	463, 200	
2 8	185, 300	252, 400	343, 800	387, 600	465, 700	
0.0	107.000	055 000	0.45, 000	000 500	440, 000	
2 9	187, 300	257, 900	345, 800	389, 500	468, 200	
3 0	189, 100	260, 300	347, 500	391, 500	470, 800	
3 1	190, 900	262, 700	349, 200	393, 500	473, 400	
3 2	192, 600	265, 100	350, 900	395, 500	476, 000	
3 3	194, 400	267, 100	352, 300	397, 200	478, 300	
3 4	196, 300	269, 600	353, 800	399, 000	480, 800	
3 5	198, 200	272,000	355, 300	400,600	483, 300	
3 6	200, 100	274, 400	356, 800	402, 400	485, 800	
3 7	201, 800	276, 500	358, 200	403, 700	488, 200	
3 8	203, 700	278, 400	359, 600	405, 200	490, 700	
3 9	205, 600	280, 300	361,000	406, 600	493, 100	
4 0	207, 500	282, 200	362, 400	408, 000	495, 600	
4 1	209, 400	283, 800	363, 300	409, 400	497, 900	
4 2	211, 300	285, 100	364, 500	410, 800	500, 200	
4 3	213, 200	286, 400	365, 800	412, 300	502, 400	
4 4	215, 100	287, 700	367, 000	413, 900	504, 700	
4.5	217 222	000 500	0.00	415 000	500.000	
4 5	217, 000	288, 700	368, 200	415, 300	506, 600	
4 6	219, 000	290, 000	369, 400	416, 700	508, 200	
4 7	221, 000	291, 300	370, 700	418, 300	509, 800	
4 8	222, 900	292, 600	372, 000	419, 900	511, 300	
4 9	224, 700	294, 000	373, 100	421, 200	513, 000	
5 0	226, 700	295, 300	374, 400	422, 700	514, 500	
5 1	228, 700	296, 600	375, 700	424, 200	515, 900	
5 2	230, 700	297, 800	377, 000	425, 700	517, 400	
5 3	232, 500	299, 000	377, 700	427, 100	518, 600	
5 4	234, 500	300, 200	378, 700	428, 500	519, 800	
5 5	236, 500	301,500	379, 700	429, 900	521,000	
5 6	238, 400	302,800	380, 700	431, 300	522, 200	
5 7	240, 100	303, 900	381, 600	432, 400	523, 200	
5 8	241, 600	305, 100	382, 400	433, 700	524, 200	
5 9	243, 000	306, 300	383, 100	435, 100	525, 200	
6 0	244, 500	307, 500	383, 800	436, 400	526, 200	
6 1	245, 800	308, 600	384, 400	437, 200	527, 300	
6 2	247, 200	308, 600	384, 400	437, 200	527, 300	
6 3	248, 600	310, 800	386, 000	438, 100	528, 200	
6 4	250, 000	310, 800	386, 900	440, 000	529, 100	
	051 000	010 000	007 300	440.000	E00 E00	
6 5	251, 300	313, 000	387, 600	440, 900	530, 700	

6 6	252, 700	314, 100	388, 400	441,800	531,600
6 7	254, 100	315, 200	389, 200	442,600	532, 500
6 8	255, 500	316, 300	390,000	443, 500	533, 400
6 9	256, 800	317, 400	390, 600	444, 100	534, 400
7 0	258, 300	318, 500	391, 300	444, 900	535, 300
7 1	259, 800	319, 600	392, 000	445, 800	536, 200
7 2	261, 300	320, 700	392, 700	446, 700	537, 100
	201,000	020,100	002, 100	110, 100	001,100
7 3	262, 700	321, 500	393, 400	447, 400	538, 100
7 4	264, 100	322, 600	394, 000	111, 100	000, 100
7 5	265, 500	323, 700	394, 700		
7 6	266, 900	324, 800	395, 400		
7 0	200, 900	324, 800	395, 400		
7 7	268, 000	325, 900	206 100		
			396, 100		
7 8	269, 200	326, 900	396, 700		
7 9	270, 500	327, 900	397, 300		
8 0	271, 800	328, 900	397, 900		
0.1	070 000	222 222	200 500		
8 1	273, 200	330, 000	398, 500		
8 2	274, 500	330, 800	399, 200		
8 3	275, 800	331, 500	399, 800		
8 4	277, 100	332, 300	400, 400		
9 F	979 200	332, 900	400, 900		
8 5	278, 300				
8 6	279, 500	333, 400	401, 500		
8 7	280, 800	333, 900	402, 200		
8 8	282, 100	334, 400	402, 900		
8 9	283, 100	334, 700	403, 300		
9 0	284, 300	335, 200	403, 300		
9 1	285, 500	335, 700			
9 2		336, 200			
9 2	286, 700	330, 200			
9 3	287, 800	336, 500			
9 4	288, 800	336, 900			
9 5	289, 800	337, 400			
9 6					
9 0	290, 800	337, 900			
9 7	291, 400	338, 500			
98	292, 300	339, 000			
9 9	293, 200	339, 500			
100		340, 000			
100	294, 100	340, 000			
1 0 1	295, 000	340, 500			
102	295, 700	341, 000			
102	296, 400	341, 500			
1 0 4	297, 100	342, 000			
1 0 5	297, 900	342, 500			
106	298, 400	342, 900			
107	298, 900	342, 900			
1 0 8	299, 400	343, 900			
109	299, 600	344, 400			
1 1 0	300, 000	344, 400			
111	300, 300	345, 300			
	500 500	.340 .3UU I			

1 1 2	300, 600	345, 700		
1 1 3	300, 900	346, 200		
1 1 4	301, 200	346,600		
1 1 5	301, 500	347, 100		
1 1 6	301, 800	347, 500		
1 1 7	302, 100	348, 000		
1 1 8	302, 500	348, 400		
1 1 9	302, 900	348, 900		
1 2 0	303, 300	349, 300		
1 2 1	303, 600	349, 700		

附則別表第3 エンジニア職本給表

職務の級号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137, 700	187, 200	276, 800	333, 700	393, 700	531, 600
2	138, 800	189, 700	279, 600	335, 900	396, 600	534, 700
3	140,000	192, 100	282, 400	338, 100	399, 500	537, 900
4	141, 100	194, 500	285, 200	340, 300	402, 300	541, 100
_	1.40.000	405.000	225 522	0.40.000	404 000	<b>-</b>
5	142, 200	197, 000	287, 700	342, 300	404, 600	544, 200
6	143, 500	199, 300	290, 400	344, 400	407, 400	546, 600
7	144, 800	201, 600	293, 200	346, 500	410, 200	549, 100
8	146, 100	203, 800	296, 000	348, 600	412, 900	551,600
9	147, 200	205, 900	298, 600	350, 700	415,600	554, 000
1 0	148, 900	208, 200	301, 400	352, 800	418, 400	555, 800
1 1	150, 500	210, 500	304, 200	354, 900	421, 200	557, 700
1 2	152, 100	212, 800	307, 000	357, 000	424, 000	559, 600
1 3	153, 600	215, 000	309, 600	359, 100	426, 800	561, 400
1 4	155, 500	217, 400	312, 400	361, 000	429, 600	562, 800
1 5	157, 400	219, 800	315, 100	362, 900	432, 400	564, 200
1 6	159, 400	222, 200	317, 900	364, 900	435, 200	565, 400
1 7	161, 200	224, 500	320, 500	366, 800	437, 700	566, 600
1 8	163, 400	227, 300	322, 800	368, 700	440, 300	567, 500
1 9	165, 600	230, 200	325, 100	370, 700	442, 900	568, 400
2 0	167, 700	233, 100	327, 400	372, 700	445, 500	569, 300
2 1	169, 900	235, 800	329, 800	374, 500	448, 100	570, 300
2 2	172, 300	238,600	331,800	376, 500	450, 700	
2 3	174,600	241, 400	333, 800	378, 500	453, 300	
2 4	176, 900	244, 200	335, 900	380, 400	455, 900	
2 5	170,000	247 000	220 100	202 000	450 200	
	179, 000	247, 000	338, 100	382, 000	458, 200	
2 6 2 7	181, 100 183, 200	249, 700	340, 000 341, 900	383, 800	460, 600	
2 8		252, 400 255, 100	·	385, 700	463, 200	
20	185, 300	255, 100	343, 800	387, 600	465, 700	
2 9	187, 300	257, 900	345, 800	389, 500	468, 200	
3 0	189, 100	260, 300	347, 500	391, 500	470, 800	
3 1	190, 900	262, 700	349, 200	393, 500	473, 400	
3 2	192,600	265, 100	350, 900	395, 500	476, 000	
3 3	194, 400	267, 100	352, 300	397, 200	478, 300	
3 4	196, 300	269, 600	353, 800	399, 000	480, 800	
3 5	198, 200	272,000	355, 300	400, 600	483, 300	
3 6	200, 100	274, 400	356, 800	402, 400	485, 800	
0.7	201 222	050 500	050 000	400 500	400 000	
3 7	201, 800	276, 500	358, 200	403, 700	488, 200	
3 8	203, 700	278, 400	359, 600	405, 200	490, 700	
3 9	205, 600	280, 300	361, 000	406, 600	493, 100	
4 0	207, 500	282, 200	362, 400	408, 000	495, 600	
4 1	209, 400	283, 800	363, 300	409, 400	497, 900	
4 2	211, 300	285, 100	364, 500	410, 800	500, 200	

4 3	213, 200	286, 400	365, 800	412, 300	502, 400
4 4	215, 100	287, 700	367, 000	413, 900	504, 700
4 4	210, 100	201, 100	307,000	415, 500	304, 700
	015 000	200 700	242 222	415 000	500 000
4 5	217, 000	288, 700	368, 200	415, 300	506, 600
4 6	219, 000	290, 000	369, 400	416, 700	508, 200
4 7	221,000	291, 300	370, 700	418, 300	509, 800
4 8	222, 900	292,600	372,000	419, 900	511, 300
4 9	224, 700	294, 000	373, 100	421, 200	513,000
5 0	226, 700	295, 300	374, 400	422, 700	514, 500
5 1	228, 700	296, 600	375, 700	424, 200	515, 900
5 2					
5 2	230, 700	297, 800	377, 000	425, 700	517, 400
5 3	232, 500	299, 000	377, 700	427, 100	518, 600
5 4	234, 500	300, 200	378, 700	428, 500	519, 800
5 5	236, 500	301,500	379, 700	429, 900	521,000
5 6	238, 400	302,800	380, 700	431, 300	522, 200
5 7	240, 100	303, 900	381,600	432, 400	523, 200
5 8	241, 600	305, 100	382, 400	433, 700	524, 200
5 9	243, 000	306, 300	383, 100	435, 100	525, 200
				*	
6 0	244, 500	307, 500	383, 800	436, 400	526, 200
0.4	2.45		004 400	40.5	<b>5</b> .5
6 1	245, 800	308, 600	384, 400	437, 200	527, 300
6 2	247, 200	309, 700	385, 100	438, 100	528, 200
6 3	248,600	310,800	386, 000	439, 100	529, 100
6 4	250,000	311, 900	386, 900	440,000	529, 800
6 5	251, 300	313,000	387,600	440, 900	530, 700
6 6	252, 700	314, 100	388, 400	441,800	531,600
6 7	254, 100	315, 200	389, 200	442, 600	532, 500
6 8	255, 500	316, 300	390, 000	443, 500	533, 400
	200, 000	010,000	030,000	110,000	000, 100
6 9	256, 800	317, 400	390, 600	444, 100	534, 400
7 0					
	258, 300	318, 500	391, 300	444, 900	535, 300
7 1	259, 800	319,600	392,000	445, 800	536, 200
7 2	261, 300	320, 700	392, 700	446, 700	537, 100
7 3	262, 700	321,500	393, 400	447, 400	538, 100
7 4	264, 100	322,600	394,000		
7 5	265, 500	323, 700	394, 700		
7 6	266, 900	324,800	395, 400		
		·	·		
7 7	268, 000	325, 900	396, 100		
7 8	269, 200	326, 900	396, 700		
7 9	270, 500	327, 900	397, 300		
8 0	271, 800	328, 900	397, 900		
0.4	070 000	200 000	000 500		
8 1	273, 200	330, 000	398, 500		
8 2	274, 500	330, 800	399, 200		
8 3	275, 800	331, 500	399, 800		
8 4	277, 100	332, 300	400, 400		
8 5	278, 300	332, 900	400, 900		
8 6	279, 500	333, 400	401,500		
8 7	280, 800	333, 900	402, 200		
8 8	282, 100	334, 400	402, 900		
ı	1 202, 100	001, 100	102,000	I	Į

_		_	_		
8 9	282 100	224 700	403, 300		
9 0	283, 100 284, 300	334, 700	403, 300		
		335, 200			
9 1	285, 500	335, 700			
9 2	286, 700	336, 200			
9 3	287, 800	336, 500			
9 4	288, 800	336, 900			
9 5	289, 800	337, 400			
9 6	290, 800	337, 900			
9 7	291, 400	338, 500			
9 8	292, 300	339, 000			
9 9	293, 200	339, 500			
100	294, 100	340,000			
100	294, 100	340, 000			
1 0 1	295, 000	340, 500			
102	295, 700	341,000			
103	296, 400	341,500			
1 0 4	297, 100	342,000			
1 0 5	297, 900	342, 500			
1 0 6	298, 400	342, 900			
1 0 7	298, 900	343, 400			
1 0 8	299, 400	343, 900			
109	299, 600	344, 400			
1 1 0	300,000	344, 800			
1 1 1	300, 300	345, 300			
1 1 2	300, 600	345, 700			
1 1 3	300, 900	346, 200			
1 1 4	301, 200	346,600			
1 1 5	301,500	347, 100			
1 1 6	301,800	347, 500			
1 1 7	200 100	240 000			
117	302, 100	348, 000			
1 1 8	302, 500	348, 400			
1 1 9	302, 900	348, 900			
1 2 0	303, 300	349, 300			
1 2 1	303, 600	349, 700			

(地域手当の改正に伴う経過措置)

3. 第18条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、「100分の16」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は 「100分の13」とする。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4. 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と する。

(平成26年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

5. 第21条の2第2項中「100分の62.5 (特定管理職員にあっては100分の72.5)」とあるのは、「100分の70 (特定管理職員にあっては100分の80)」とし、同条4項中の100分の75 (特定管理職員にあっては100分の95)」とあるのは、「100分の82.5 (特定管理職員にあっては100分の102.5)」とする。

(通勤手当の改正)

6. 第22条については、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年4月1日から平成26年11月30日までの間については、平成26年12月1日時点の在籍者のみに支給する。

(単身赴任手当の改正に伴う経過措置)

7. 第24条については、平成27年4月1日から適用する。ただし、同条第2項中「30,000円」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、「26,000円」とする。

(55歳を越える職員の俸給月額の減給支給についての経過措置)

8. 独立行政法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程

(平成22年11月29日 22規程第64号) 附則第6項中「当分の間」と

あるのは「平成30年3月31日の間」までとする。

附 則(平成27年3月24日 27規程第43号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 27規程第96号)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における差額の支給)

- 2. 平成27年4月1日(以下「切替日」という)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(本給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月29日22規程第64号附則第6項中)の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 3. 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4. 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(平成27年9月30日までの間における昇給に関する特例措置)

5. 平成27年9月30日までの間における第12条第4項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号棒」とする。

附 則 (平成28年2月16日 28規程第2号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成28年2月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当の改正に伴う経過措置)

2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程(平成26年12月1日 26 規程第58号)附則第3項中「100分の13」とあるのは「100分の15」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3. 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4. 平成27年12月に支給する業績手当に関する第21条の2第2項中の規定の 適用については、「100分の67.5 (特定管理職員にあっては100分の77.5)」とあるのは、「100分の72.5 (特定管理職員にあっては100分の82.5)」とする。

附 則 (平成28年4月28日 28規程第49号)

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、別表第4に規定する区分中二種に係る同表の規定は、平成28年4月12日から適用する。

附 則 (平成28年6月3日 28規程第94号)

この規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月28日から適用する。

附 則 (平成28年6月30日 28規程第104号)

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日 28規程第119号)

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日28規程第148号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、この規程による改正前の規定の例による。

(扶養手当の改正に伴う経過措置)

2. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については10,000円(定年制職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000

円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(定年制職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第5項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに定年制職員となった者に扶養親族がある場合又は定年制職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その定年制職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満2 2歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族た る要件を欠くに至った場合を除く。)
  - (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
  - (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶 者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第6項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは 「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届 出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なっ た日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった定年制職 員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶 養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若し くは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている定年制職員について第5項第 3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これら の日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる 子で第5項の規定による届出に係るものがある定年制職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有する に至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の 規定による届出に係るものがある定年制職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係 るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等 に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる子で第5項 の規定による届出に係るものがある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族 たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる父母等で同項 の規定による届出に係るものがある定年制職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものの ないものが配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の

改定」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書及び同条第7項第3号 から第6号までの規定は適用せず、第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当す る扶養親族」と、「事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が8級であるもの及び月給制研究 職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であ るもの(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同 項第2号」と、同条第5項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)があ る場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶 者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務 職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」 と、同条第6項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは 「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届 出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なっ た日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものが ない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった定年制職 員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶 養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職9級以上職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は 第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員 等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
- 4. 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第16条第1項ただし書並びに同条第7項第3 号及び第5号の規定は適用せず、第16条第3項及び同条第5項から第7項の規定の適用については、第3項 中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する 扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級であるもの及び月給制研究職本給 表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級であるもの (以下「事務職8級職員等」という。)」とあるのは「が8級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸 制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が5級以上であるもの(以 下「事務職8級以上職員等」という。)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第5項中 「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員 等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶 養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備する に至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族た る配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族 (事務職 9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、 事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母 等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその 定年制職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による 届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、

事務職 9 級以上職員等以外の職員から事務職 9 級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職 8 級職員等が事務職 8 級職員等及び事務職 9 級以上職員等」とあるのは「事務職 8 級職員等が事務職 8 級以上職員等」と、同項第6号中「事務職 8 級職員等及び事務職 9 級以上職員等」とあるのは「事務職 8 級以上職員等」と、「が事務職 8 級職員等」とあるのは「が事務職 8 級以上職員等」と、「が事務職 8 級職員等」とあるのは「が事務職 8 級以上職員等」とする。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 5. 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。 (平成28年12月に支給する業績手当に関する特例措置)
- 6. 平成28年12月に支給する業績手当に関する第21条の2第2項中「100分の72.5 (特定管理職員にあっては100分の82.5)」とあるのは、「100分の77.5 (特定管理職員にあっては100分の87.5)」と、同条第4項中「100分の85 (特定管理職員にあっては100分の105)」とあるのは、「100分の90 (特定管理職員にあっては100分の110)」とする。

附 則 (平成29年3月28日 29規程第29号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日29規程第57号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第17条の2及び第17条の3の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2. 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とする。 (平成29年12月に支給する業績手当に関する特例措置)
- 3. 平成29年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の90(特定管理職員にあっては100分の110)」とあるのは「100分の95(特定管理職員にあっては100分の115)」とする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

4. 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年7月1日において国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年3月31日27規程第96号)附則第5項の規定により昇給した職員(以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると理事長が認めた職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成30年3月27日30規程第18号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日 30規程第47号)

(施行期日等)

1. この規程は、平成30年12月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)

2. 前項の規定にかかわらず、平成30年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する第20条から第21条の2までの規定の適用については、なお従前のとおりとする。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3. 平成30年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」とする。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

4. 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成30年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

5. 平成30年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、同条第4項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

附 則 (平成31年3月26日 2019規程第26号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日 2019規程第68号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第23条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置)

2. 令和元年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3. 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(令和元年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

4. 令和元年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の82.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

5. 第23条の改正規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の第23条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える定年制職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が定める定年制職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第23条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除

した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第23条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる定年制職員
- (2)旧手当額から改正後の第23条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる定年制職員
- 6. 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年2月25日 2020規程第4号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月28日 2020規程第41号)

この規程は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月15日 2020規程第66号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和2年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の 127. 5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の10 5」とする。

附 則(令和3年3月15日 2021規程第20号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月6日 2021規程第34号)

この規程は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月22日 2022規程第11号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月31日 2022規程第32号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2. 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 第20条第2項に規定する特定管理職員

107.5分の15

(2) 特定管理職員以外の定年制職員

127. 5分の15

附 則 (令和4年9月26日 2022規程第51号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月13日 2022規程第64号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和4年12月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置)

2. 令和4年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、

改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3. 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の 100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。 (令和4年12月に支給する業績手当に関する特例措置)
- 4. 令和4年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の87. 5」とあるのは「100分の92. 5」と、「100分の97. 5」とあるのは「100分の10 2. 5」と、同条第4項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第36号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日 2023規程第91号)

(施行期日等)

- 1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2. 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が満年齢60年に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員の受ける本給表の本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3. 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - 一 定年制職員就業規則第40条の4第1号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員
  - 二 定年制職員就業規則第40条の4第2号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員のうち、 第17条第1項により管理職手当の支給を受けている者であって、事務職役職区分表に定める一種の役職にあ る職員又は第17条の2第4項により職制役職額の支給を受けている者であって、研究職・エンジニア職役職 区分表に定める幹部職の役職にある職員
- 4. 定年制職員就業規則第40条の2第1項の規定により管理監督職を降任された職員であって、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額(以下「特定日本給月額」という。)が管理監督職を降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 5. 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 6. 附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第17条の2第3項に定める職制基本額については、当分の間、 当該職員が受ける職制基本額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数が生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

附 則 (令和5年11月28日 2023規程第112号)

(施行期日等)

1. この規程は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2. 令和5年6月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、改正前の第20条の規定の例による。

(令和5年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置)

3. 令和5年6月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第21条及び第21条の2の規定の適用については、改正前の第21条及び第21条の2の規定の例による。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4. 令和5年12月に支給する期末手当に関する第20条の規定の適用については、同条第2項中「100分の 122. 5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102. 5」とあるのは「100分の10 5」とする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

5. 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第21条の規定の適用については、同条第4項中「100分の 102. 5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122. 5」とあるのは「100分の12 5」とする。

(令和5年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

- 6. 令和5年12月に支給する業績手当に関する第21条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.
  - 5」と、同条第4項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.
  - 5」とあるのは「100分の125」とする。

附 則 (令和6年3月28日 2024規程第10号)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表第1 事務職本給表

別表第	1 事務職	平和 4								
職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
の級 号俸	本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	

28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600	523, 600	
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400	524, 500	
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100	525, 200	
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700	525, 700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
_										
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			

58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	, l	·	·	r	·	ŕ	ŕ
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

1				Ī	ĺ
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
32	243,100	233,300	343,000	301,700	555,000
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
93	243,400	295,700	343,600	502,000	534,000
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
113		302,000	551,000		
115					
		302,300			
116		302,700			
		000 000			
117		302,900			
118		303,100			

119	303,400					1
120	303,700					i
						1
121	304,100					1
122	304,300					1
123	304,600					1
124	304,900					1
						1
125	305,200					1
						l)

別表第2 月給制研究職本給表

別表第2 月	給制研究職本給表 1級	2級	3級	4級	5級	6 級
職務の	1 形久	△ 形火	3 形久	4 7政	O MX	O TEX
級号俸						
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
_	円	円	円	円	円	円
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
1 0	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
1 1	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
1 2	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
1 3	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
1 4	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
1 5	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
1 6	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
1 7	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
1 8	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
1 9	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
2 0	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
2 1	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
2 2	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
2 3	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
2 4	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	ŕ	,	,	,	,	
2 5	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
2 6	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
2 7	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
2 8	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	200,100	211,000	011,100	001,000	100,200	
2 9	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
3 0	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
I	211,300	410,000	541,000	500,400	400,200	

3	1	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
3	3 2	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
3	3	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
3	4	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
3	5 5	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
3	6	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
3	3 7	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
3	8 8	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
3	9	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
4	. 0	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
	: 1	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	. 2	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	. 3	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
4	4	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	5	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	6	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	. 7	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
4	. 8	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
1	0	241 500	200 200	270 000	416 500	E06 200
	9	241,500 243,200	299,200 300,200	370,000	416,500	506,300
	5 0	243,200	300,200	371,300 372,600	417,900 419,300	507,700 509,100
	5 2	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
		240,200	302,000	373,000	420,700	310,000
5	3	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	5 4	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	5 5	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	6	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
		,	,	,		,
5	5 7	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
5	8	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
5	5 9	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
6	0	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
6	1	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
6	5 2	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
6	3	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
6	4	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	[判[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [		•	•	•	•

1					
6 5	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
6 6	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
6 7	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
6 8	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	,		,	·	
6 9	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
7 0	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
7 1	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
7 2	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
7 3	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
7 4	268,600	320,600	389,700		
7 5	269,600	321,700	390,300		
7 6	270,600	322,700	391,000		
7 7	271,600	323,800	391,700		
7 8	272,600	324,800	392,300		
7 9	273,600	325,700	392,900		
8 0	274,500	326,600	393,500		
8 1	275,500	327,500	394,100		
8 2	276,600	328,300	394,700		
8 3	277,700	329,000	395,300		
8 4	278,600	329,600	395,900		
8 5	279,500	330,100	396,400		
8 6	280,400	330,600	396,900		
8 7	281,300	331,100	397,400		
8 8	282,000	331,500	398,100		
8 9	282,800	331,800	398,500		
9 0	283,900	332,300			
9 1	284,900	332,800			
9 2	285,900	333,200			
9 3	286,800	333,500			
9 4	287,700	333,900			
9 5	288,700	334,300			
9 6	289,600	334,700			
9 7	289,900	335,200			

86

9 9     291,500     336       1 0 0     292,400     336       1 0 1     293,300     337       1 0 2     293,900     337       1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	5,700 5,200 5,700 7,200 7,700 8,200 8,700
1 0 0     292,400     336       1 0 1     293,300     337       1 0 2     293,900     337       1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	7,200 7,700 8,200
1 0 1     293,300     337       1 0 2     293,900     337       1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	7,200 7,700 8,200
1 0 2     293,900     337       1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	7,700 3,200
1 0 2     293,900     337       1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	7,700 3,200
1 0 3     294,600     338       1 0 4     295,300     338	3,200
1 0 4 295,300 338	
	,700
1.0.5	
1.0.5	
1 0 5 295,800 339	,100
1 0 6 296,300 339	,500
1 0 7 296,800 340	,000
1 0 8 297,200 340	,400
1 0 9 297,400 340	,900
1 1 0 297,800 341	,300
	,800
	2,200
1 1 3 298,600 342	2,700
	3,100
	3,600
	.,000
,	
1 1 7 299,800 344	.,500
	.,900
	5,300
	5,700
	,
1 2 1 300,900 346	

別表第2の2 年俸制研究職本給表

別表第2の2	午俸制研究職本		S.√⊞ I	A JOTT	्रा । - √ता	2 /cII
職務の 級号俸	1級	2級	3級	4級	5級 矢俵太公	6級
小人勺件	年俸本給 円	年俸本給 円	年俸本給 円	年俸本給 円	年俸本給 円	年俸本給 円
1	1,755,000	2,269,080	3,149,280	3,660,120	4,228,200	5,666,760
2	1,766,880	2,302,560	3,175,200	3,682,800	4,258,440	5,700,240
3	1,779,840	2,331,720	3,200,040	3,703,320	4,286,520	5,733,720
4	1,791,720	2,358,720	3,224,880	3,721,680	4,315,680	5,767,200
5	1,803,600	2,385,720	3,247,560	3,740,040	4,338,360	5,800,680
6	1,817,640	2,404,080	3,268,080	3,756,240	4,367,520	5,826,600
7	1,831,680	2,422,440	3,287,520	3,771,360	4,396,680	5,852,520
8	1,845,720	2,442,960	3,305,880	3,784,320	4,425,840	5,878,440
9	1,856,520	2,463,480	3,324,240	3,800,520	4,452,840	5,904,360
1 0	1,874,880	2,487,240	3,349,080	3,821,040	4,480,920	5,922,720
1 1	1,892,160	2,513,160	3,372,840	3,842,640	4,510,080	5,943,240
1 2	1,910,520	2,534,760	3,398,760	3,861,000	4,538,160	5,963,760
1 3	1,925,640	2,556,360	3,418,200	3,880,440	4,566,240	5,982,120
1 4	1,946,160	2,582,280	3,443,040	3,899,880	4,595,400	5,996,160
1 5	1,966,680	2,609,280	3,468,960	3,917,160	4,625,640	6,009,120
1 6	1,988,280	2,634,120	3,493,800	3,933,360	4,654,800	6,019,920
1 7	2,006,640	2,657,880	3,517,560	3,949,560	4,681,800	6,031,800
1 8	2,029,320	2,683,800	3,541,320	3,970,080	4,708,800	6,039,360
1 9	2,053,080	2,711,880	3,561,840	3,988,440	4,735,800	6,045,840
2 0	2,074,680	2,738,880	3,582,360	4,008,960	4,761,720	6,052,320
0.1	0.000.000	0.764.000	2 622 062	4 005 160	4 707 640	0.050.000
2 1	2,096,280	2,764,800	3,603,960	4,025,160	4,787,640	6,059,880
2 2 2 3	2,117,880	2,789,640	3,619,080 3,632,040	4,045,680 4,064,040	4,815,720	
$\begin{array}{c} 2 \ 3 \\ 2 \ 4 \end{array}$	2,139,480 2,158,920	2,813,400 2,837,160	3,647,160	4,082,400	4,843,800 4,868,640	
24	2,130,320	2,037,100	3,047,100	4,002,400	4,000,040	
2 5	2,178,360	2,862,000	3,664,440	4,097,520	4,892,400	
2 6	2,202,120	2,886,840	3,682,800	4,115,880	4,917,240	
2 7	2,224,800	2,910,600	3,702,240	4,136,400	4,944,240	
2 8	2,247,480	2,933,280	3,719,520	4,156,920	4,970,160	
	2,211,100	2,000,200	0,110,020	1,100,020	1,010,100	
2 9	2,270,160	2,958,120	3,736,800	4,175,280	4,997,160	
3 0	2,282,040	2,980,800	3,754,080	4,194,720	5,024,160	
3 1	2,296,080	3,001,320	3,769,200	4,215,240	5,051,160	
ı I	, -,	, -,	, -,	, -,	, -,	l

	ī	•			
3 2	2,310,120	3,020,760	3,783,240	4,234,680	5,077,080
3 3	2,328,480	3,039,120	3,796,200	4,250,880	5,101,920
3 4	2,346,840	3,060,720	3,811,320	4,270,320	5,127,840
3 5	2,366,280	3,082,320	3,825,360	4,287,600	5,153,760
3 6	2,383,560	3,101,760	3,839,400	4,305,960	5,180,760
	2,000,000	3,101,100	3,000,100	2,000,000	3,133,133
3 7	2,399,760	3,120,120	3,852,360	4,318,920	5,206,680
3 8	2,420,280	3,132,000	3,865,320	4,334,040	5,233,680
3 9	2,440,800	3,143,880	3,878,280	4,349,160	5,259,600
4 0	2,459,160	3,155,760	3,891,240	4,364,280	5,286,600
4 1	2,477,520	3,166,560	3,898,800	4,378,320	5,311,440
4 2	2,494,800	3,174,120	3,910,680	4,392,360	5,335,200
4 3	2,513,160	3,179,520	3,923,640	4,408,560	5,358,960
4 4	2,529,360	3,184,920	3,935,520	4,424,760	5,382,720
4 4	2,529,500	3,104,920	3,930,020	4,424,700	5,362,720
4 5	2,545,560	3,190,320	3,947,400	4,437,720	5,400,000
4 6	2,561,760	3,200,040	3,960,360	4,450,680	5,416,200
4 7	2,577,960	3,210,840	3,973,320	4,467,960	5,433,480
4 8	2,593,080	3,220,560	3,985,200	4,484,160	5,449,680
4 9	2,608,200	3,231,360	3,996,000	4,498,200	5,468,040
	2,626,560	3,242,160	4,010,040	4,498,200	5,483,160
5 0				4,513,320	5,498,280
	2,643,840	3,251,880	4,024,080		
5 2	2,658,960	3,261,600	4,037,040	4,543,560	5,514,480
5 3	2,671,920	3,272,400	4,044,600	4,558,680	5,526,360
5 4	2,689,200	3,282,120	4,055,400	4,573,800	5,539,320
5 5	2,706,480	3,290,760	4,065,120	4,588,920	5,552,280
5 6	2,721,600	3,299,400	4,073,760	4,604,040	5,565,240
5 7	2,734,560	3,303,720	4,081,320	4,615,920	5,574,960
5 8	2,747,520	3,311,280	4,088,880	4,629,960	5,585,760
5 9	2,757,240	3,321,000	4,096,440	4,645,080	5,596,560
6 0	2,766,960	3,321,000	4,104,000	4,659,120	5,607,360
	2,100,200	0,020,000	7,107,000	±,000,140	0,001,000
6 1	2,776,680	3,336,120	4,110,480	4,667,760	5,619,240
6 2	2,785,320	3,346,920	4,118,040	4,677,480	5,628,960
6 3	2,793,960	3,356,640	4,126,680	4,688,280	5,636,520
6 4	2,802,600	3,366,360	4,135,320	4,698,000	5,644,080
(空年判職昌然	L +0.40				

6 5	2,811,240	3,375,000	4,141,800	4,707,720	5,652,720	
6 6	2,819,880	3,384,720	4,150,440	4,716,360	5,661,360	
6 7	2,827,440	3,394,440	4,158,000	4,722,840	5,670,000	
6 8	2,833,920	3,404,160	4,165,560	4,731,480	5,678,640	
6 9	2,840,400	3,413,880	4,172,040	4,735,800	5,686,200	
7 0	2,851,200	3,424,680	4,179,600	4,742,280	5,694,840	
7 1	2,864,160	3,435,480	4,187,160	4,747,680	5,703,480	
7 2	2,874,960	3,446,280	4,194,720	4,753,080	5,712,120	
7 3	2,887,920	3,451,680	4,202,280	4,758,480	5,719,680	
7 4	2,900,880	3,462,480	4,208,760			
7 5	2,911,680	3,474,360	4,215,240			
7 6	2,922,480	3,485,160	4,222,800			
7 7	2,933,280	3,497,040	4,230,360			
7 8	2,944,080	3,507,840	4,236,840			
7 9	2,954,880	3,517,560	4,243,320			
8 0	2,964,600	3,527,280	4,249,800			
8 1	2,975,400	3,537,000	4,256,280			
8 2	2,987,280	3,545,640	4,262,760			
8 3	2,999,160	3,553,200	4,269,240			
8 4	3,008,880	3,559,680	4,275,720			
8 5	3,018,600	3,565,080	4,281,120			
8 6	3,028,320	3,570,480	4,286,520			
8 7	3,038,040	3,575,880	4,291,920			
8 8	3,045,600	3,580,200	4,299,480			
8 9	3,054,240	3,583,440	4,303,800			
9 0	3,066,120	3,588,840				
9 1	3,076,920	3,594,240				
9 2	3,087,720	3,598,560				
0.0	2 007 440	2 601 000				
9 3	3,097,440	3,601,800				
9 4	3,107,160	3,606,120				
9 5	3,117,960	3,610,440				
9 6	3,127,680	3,614,760				
0.7	2 120 000	2 620 160				
9 7	3,130,920	3,620,160				
98	3,140,640	3,625,560				

9 9	3,148,200	3,630,960
1 0 0	3,157,920	3,636,360
101	3,167,640	3,641,760
102	3,174,120	3,647,160
103	3,181,680	3,652,560
104	3,189,240	3,657,960
101	0,103,210	0,001,000
1 0 5	3,194,640	3,662,280
106	3,200,040	3,666,600
107	3,205,440	3,672,000
108	3,209,760	3,676,320
109	3,211,920	3,681,720
1 1 0	3,216,240	3,686,040
1 1 1	3,219,480	3,691,440
1 1 2	3,221,640	3,695,760
1 1 3	3,224,880	3,701,160
1 1 4	3,228,120	3,705,480
1 1 5	3,231,360	3,710,880
1 1 6	3,234,600	3,715,200
1 1 7	3,237,840	3,720,600
1 1 8	3,241,080	3,724,920
1 1 9	3,243,240	3,729,240
1 2 0	3,245,240	3,733,560
1 4 0	3,240,400	<i>ა, r აა,მ</i> 00
1 2 1	9 940 790	2 727 000
1 4 1	3,249,720	3,737,880

別表第3 エンジニア職本給表

別表第3 工	·ンシニア職本給表 1 級	2級	3級	4級	5級	6 級
職務の	- 100	- 1125	- 10×	2 100	5 ADV	- 10V
級号俸			上 伙 口 萨			T- 4/V 11 4mg
	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
1 0	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
1 1	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
1 2	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
1 3	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
1 4	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
1 5	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
1 6	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
1 7	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
1 8	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
1 9	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
2 0	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
	,	,	,	,	,	,
2 1	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
2 2	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
2 3	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
2 4	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
2 5	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
2 6	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
2 7	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
2 8	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
2 9	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
3 0	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	

3 1	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
3 2	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
3 3	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
3 4	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
3 5	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
3 6	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
3 7	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
3 8	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
3 9	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
4 0	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500
4 1	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
4 2	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
4 3	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
4 4	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
4 5	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
4 6	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
4 7	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
4 8	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
4.0	241 500	200 200	270.000	416 E00	E06 200
4 9	241,500 243,200	299,200 300,200	370,000	416,500	506,300
5 0 5 1	244,800	300,200	371,300 372,600	417,900 419,300	507,700 509,100
5 2	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
3 2	240,200	302,000	373,800	420,700	310,000
5 3	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
5 4	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
5 5	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
5 6	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
		,	,	,	,
5 7	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
5 8	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
5 9	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
6 0	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
6 1	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
6 2	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
6 3	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
6 4	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
- /	日 <b>公</b> と知犯)	•	•		

1 1		ĺ			
6 5	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
6 6	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
6 7	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
6 8	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	,	,			
6 9	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
7 0	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
7 1	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
7 2	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
7 3	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
7 4	268,600	320,600	389,700		
7 5	269,600	321,700	390,300		
7 6	270,600	322,700	391,000		
7 7	271,600	323,800	391,700		
7 8	272,600	324,800	392,300		
7 9	273,600	325,700	392,900		
8 0	274,500	326,600	393,500		
8 1	275,500	327,500	394,100		
8 2	276,600	328,300	394,700		
8 3	277,700	329,000	395,300		
8 4	278,600	329,600	395,900		
8 5	279,500	330,100	396,400		
8 6	280,400	330,600	396,900		
8 7	281,300	331,100	397,400		
8 8	282,000	331,500	398,100		
8 9	282,800	331,800	398,500		
9 0	283,900	332,300			
9 1	284,900	332,800			
9 2	285,900	333,200			
9 3	286,800	333,500			
9 4	287,700	333,900			
9 5	288,700	334,300			
9 6	289,600	334,700			
9 7	289,900	335,200			

9 8	290,800	335,700
9 9	291,500	336,200
100	292,400	336,700
1 0 1	293,300	337,200
102	293,900	337,700
103	294,600	338,200
104	295,300	338,700
1 0 5	295,800	339,100
106	296,300	339,500
107	296,800	340,000
108		340,400
109	297,400	340,900
1 1 0		341,300
1 1 1		341,800
1 1 2		342,200
	,	,
113	298,600	342,700
1 1 4		343,100
1 1 5		343,600
1 1 6		344,000
0		311,000
117	299,800	344,500
118		344,900
1 1 9		345,300
1 2 0		345,700
120	300,000	340,100
121	300,900	346,100
	300,900	340,100

## 別表第4 事務職役職区分表

区分	役職	
一種	審議役、部門長	
二種	室長 (理事長が特に定める者に限る)	
三種	室長 (理事長が特に定める者に限る)	
四種	室長 (理事長が定める者に限る)	
五種	室長(二種から四種までに掲げる者以外の者)	

## 別表第5 管理職手当表

職務の級	区分	金額
10級	一種	139,300円
9級	一種	130,300円
	二種	104,200円
8級	一種	116,900円
	二種	94,000円
	三種	82,200円
7級	二種	88,500円
	三種	77,400円
	四種	66,400円
	三種	72,700円
6級	四種	62,300円
	五種	51,900円
5級	四種	59,500円
O 形X	五種	49,600円
4 × F	四種	55,500円
4級	五種	46,300円

# 別表第5の2 職制基本額表

職務の級	金額
6 級	88,000円
5 級	77,600円
4級	67,200円
3級	60,900円
2級	39,000円

別表第6 研究職・エンジニア職役職区分表

区分	役職
幹部職	フェロー、マイスター、センター長、部門長、代表その他理事長
	がこれらの職と同等と認めた者
基幹職	副センター長、副部門長、分野長、プラットフォーム長、副代表、
	上席グループリーダー、上席ユニットリーダーその他理事長が
	これらの職と同等と認めた者
統括職	上席研究員、副プラットフォーム長、グループリーダー(データ
	創出・活用型磁性材料研究拠点に置かれるものを除く。)、ユニッ
	トリーダー、室長、外部連携組織の長のうち理事長が定めた者そ
	の他理事長がこれらの職と同等と認めた者

### 備考

- (1) この表中「センター長」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程(令和5年2月28日 2 023規程第7号。以下「組織規程」という。)第57条第1項に規定するセンター長をいう。
- (2) この表中「副センター長」とは、組織規程第58条第1項に規定する副センター長をいう。

#### 別表第7 職制役職額表

区分	金額
幹部職	52,000円
基幹職	26,000円
統括職	13,000円